

# 栗原市下水道事業經營戰略



- 公共下水道事業
- 特定環境保全公共下水道事業
- 農業集落排水事業
- 特定地域生活排水処理事業
- 個別排水処理事業

令和5年2月  
宮城県 栗原市 上下水道部 経営課

## 経営戦略策定の趣旨及び改定

栗原市の下水道事業は、平成17年（2005年）4月の栗原郡10町村の合併によって、旧町村ごとに運営していた公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業をそれぞれ統合し、管路や処理場など多くの施設を一元管理することで効率的な事業運営を図るとともに、市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを目的として、計画的に事業を進めてまいりました。

一方、経営環境は、人口減少等による料金収入の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新投資の増加などにより厳しさを増しています。

こうした中、将来にわたって安定的な下水道事業を継続していくためには、自らの経営についての確な現状把握を行ったうえで、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要不可欠であるため、令和2年（2020年）度から地方公営企業会計を導入することにしました。その結果、コスト情報（費用）やストック情報（資本）を把握することが可能になりました。

地方公営企業会計により得られる情報を活用し、住民の安全で衛生的な暮らしを支える下水道サービスの普及を促進していくため、平成28年（2016年）度に策定した「栗原市下水道事業経営戦略〔平成28年（2016年）度～平成37年（2025年）度〕（以下『経営戦略』）の見直しを行います。

なお、総務省「経営戦略ガイドライン」に示されている計画期間の考え方では、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえ、10年以上の合理的な期間を設定することが必要とされています。

上記を踏まえ、改定後の計画期間は、令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度の10年間とします。

また、社会情勢の変化を的確に反映するため、経営戦略はおおむね5年ごとに改定します。

# 目 次

■ 公共下水道事業	
1 事業概要	1
2 経営の基本方針	4
3 投資・財政計画	4
4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	7
5 経費回収率の向上に向けたロードマップ	8
6 経営比較分析表	9
7 投資・財政計画（公共下水道）	10
■ 特定環境保全公共下水道事業	
1 事業概要	14
2 経営の基本方針	17
3 投資・財政計画	17
4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	20
5 経費回収率の向上に向けたロードマップ	21
6 経営比較分析表	22
7 投資・財政計画（特定環境保全公共下水道）	23
■ 農業集落排水事業	
1 事業概要	27
2 経営の基本方針	30
3 投資・財政計画	30
4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	33
5 経営比較分析表	34
6 投資・財政計画（農業集落排水）	35
■ 特定地域生活排水処理事業	
1 事業概要	39
2 経営の基本方針	41
3 投資・財政計画	42
4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	44
5 経営比較分析表	45
6 投資・財政計画（特定地域生活排水処理）	46
■ 個別排水処理事業	
1 事業概要	50
2 経営の基本方針	52
3 投資・財政計画	53
4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	54
5 経営比較分析表	55
6 投資・財政計画（個別排水処理）	56
■ 下水道事業会計	
投資・財政計画（全体）	60

# 栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市公共下水道事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年(2000年)度 (22年)
法適(全部・一部) 非適の区分	適用 (令和2年(2020年)度から適用)
流域下水道等への接続 の有無	有
処理区域内人口密度	25.3 人/ha
処理区数	1区(迫川処理区) ※ 迫川流域関連公共下水道(築館、若柳地区)
処理場数	なし ※ 宮城県迫川流域下水道石越浄化センターで処理
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	宮城県が計画を進める「宮城県下水道広域化・共同化計画」の策定の中で、今後、宮城県や地域ブロックごとに汚水処理の現状と課題を整理したうえで、広域化・共同化について検討していきます。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

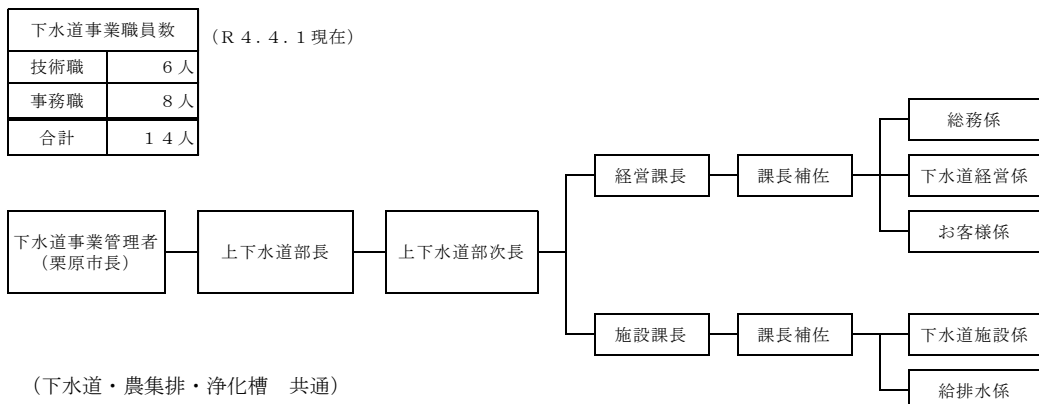
## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料 体系の概要・考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保</li> <li>(2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担</li> </ol> </li> <li>2 基本料金             <p>下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m<sup>3</sup>までを基本料金として負担いただいております。</p> </li> <li>3 逦増型の従量料金             <p>汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> </li> <li>4 自家水使用者について             <p>自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> </li> <li>5 料金改定             <p>町村合併時に下水道使用料の統一を図り、その後消費税の改正に合わせて料金改定を行っております。今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。</p> </li> </ol>														
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料（20m<sup>3</sup>あたり） *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料（20m<sup>3</sup>あたり） *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,083円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,696円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,707円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,083円	令和2年度	4,696円	令和3年度	4,707円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	4,083円														
令和2年度	4,696円														
令和3年度	4,707円														

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

## ③ 組織



(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

下水道事業の包括的民間委託は、契約期間を5年間とする長期継続契約により、マンホールポンプの維持管理業務を委託しており、主な業務内容は保守点検業務、環境計測業務及びポンプ異常時の復旧業務です。

② 資産活用の状況

施設は管路とマンホールポンプのみであるため、活用可能な施設はありません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

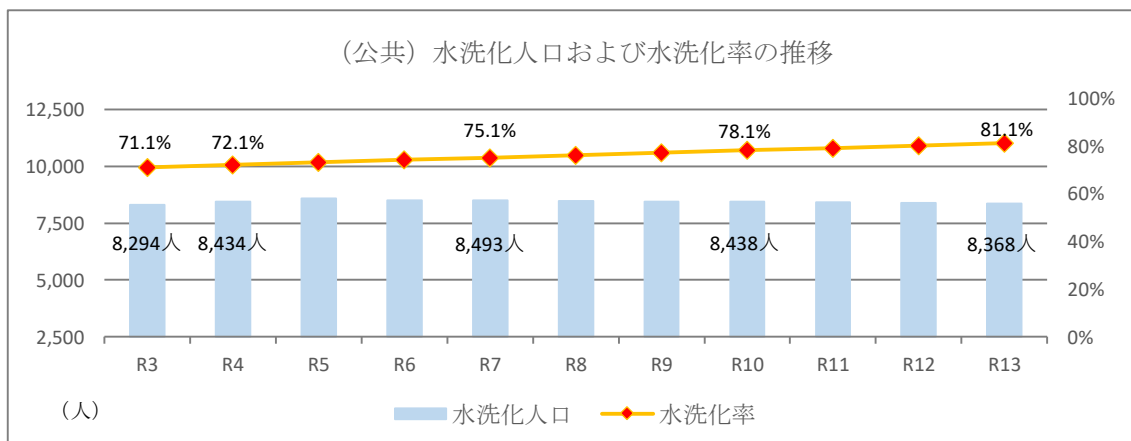
公共下水道事業の持続可能な健全経営の確保のためには、維持管理経費に見合った収入の確保が必須であることから、公共下水道では令和2年（2020年）度に若柳地区の大袋農業集落排水処理施設を公共下水道に接続し下水道施設の効率化及び収入確保に努めました。

また、今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

(4) 水洗化人口及び水洗化率の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口は4,228人、水洗化率が46.8%でしたが、令和3年（2021年）度末には8,294人、71.1%までに推移しています。



## 2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

### (1) 整備事業の概成

未普及地域における整備事業については、令和7年（2025年）度末までに下水道整備を終え、整備出来ない区域については、令和6年（2024年）度に予定している「栗原市下水道事業全体計画」及び「下水道事業計画」の変更時に、合併処理浄化槽による整備区域へ変更し、汚水処理整備計画を進めていきます。

### (2) 効率的な事業執行

これまで、令和2年（2020年）度に若柳大袋農業集落排水処理施設を廃止し、流域下水道に接続し、施設の統廃合を進めてまいりました。

今後、急速に老朽化が見込まれる下水道施設のストックマネジメントを実施して、下水道施設のライフサイクルコストの低減化を図り、計画的な修繕及び改築を行うことにより、業務の効率化とコスト削減を積極的に取り組みます。

※ スtockマネジメントとは

長期的な視点で施設全体の老朽化を考慮し、リスク評価優先順位により点検・調査、修繕・改築を実施し、全体の施設管理を最適化するもの。

### (3) 水洗化の促進

河川・湖沼などの水質保全、生活環境の向上のため、未接続者へ市独自の各種助成制度「水洗便所等改造資金利子補給制度」及び「排水設備設置工事費補助金制度」並びに「浄化槽切替助成事業補助金制度」を周知し、市民の理解、協力のもとに水洗化の促進に努めます。

## 3 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ア 投資に関する目標

栗原市公共下水道全体計画で定めた下水道計画区域の下水道整備は、令和7年（2025年）度末までの概成を目標としています。

##### イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕及び更新を行います。

##### ウ 防災・安全対策に関する目標

ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕及び更新を行うことにより災害等による下水道機能の停滞を招くことのないよう努めます。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

### ア 財源に関する目標

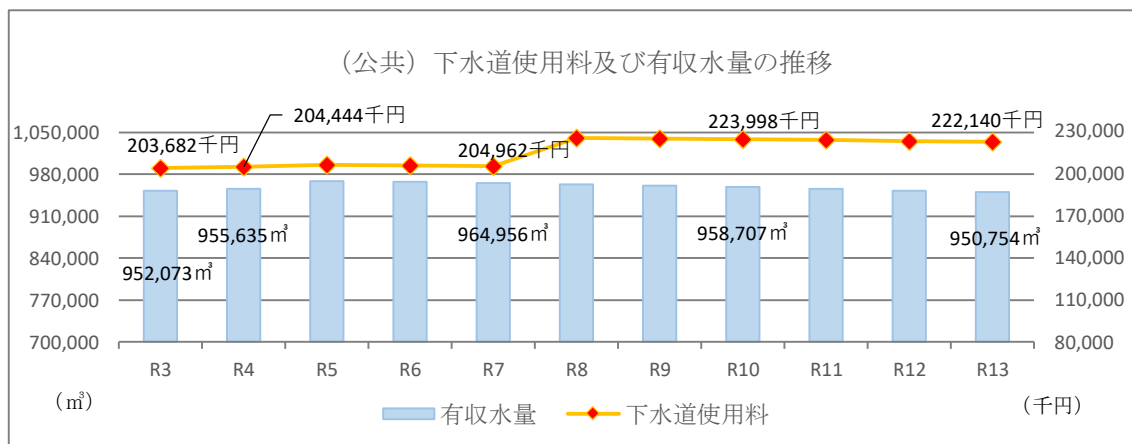
令和7年（2025年）度までの下水道整備に係る財源は、国庫補助金及び企業債を活用して収入を確保する計画としています。

また、受益者分担金の確実な収納、適正な使用料徴収に努めるとともに、資本費平準化債の発行により、世代間の公平を図ってまいります。

### イ 使用料収入の見通しに関する目標

使用料については、現在も未普及区域の整備途中ではありますが、人口減少により今後は使用料の減少が見込まれます。

以上のことから水洗化率の向上を図るため、下水道事業について市民の理解を得るよう普及啓発活動を実施するとともに、併せて市の補助金等の活用について周知し、水洗化の促進を図ってまいります。



※ R5年（2023年）度までの増加は、整備事業概成による未普及地区の解消を見込んでいます。

### ウ 企業債及び繰入金に関する目標

建設改良に伴い、下水道事業債の借入を計画しております。

資本費平準化債については、発行可能額以内で計画しています。一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### ア 民間活力の活用

マンホールポンプの維持管理を5年ごとの長期継続契約により包括的民間委託をしています。

### イ 職員給与費に関する事項

給与改定などを考慮せず、令和4年（2022年）度予算を基準として算定しています。

### ウ 修繕費に関する事項

施設管理費については、包括的民間委託やストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕を行うとともに、耐用年数等に基づき、将来の減価償却予定額を算出して推計し、所要の更新費用を反映させています。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

施設の老朽化に伴い更新費用及び施設維持管理費が増加することから、将来の更新費用を反映しつつ、広域化・共同化をすることで処理施設の維持管理費及び更新費用の削減と経済的かつ効率的な事業運営を検討します。

イ 投資の平準化に関する事項

資本費平準化債は投資・財政計画（収支計画）にすべて反映済です。

※「資本費化債」とは、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより、後年度に負担を繰り延べし、将来にわたって負担を平準化するもの。（起債償還のための起債）

② 今後の財源についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

イ 資産活用による収入増加の取組について

施設は管路とマンホールポンプのみであるため、活用できる施設はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続し、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

イ 職員給与費に関する事項

市の人事計画、給与制度により適正な人員配置に努めます。

ウ 修繕費に関する事項

物価上昇等に伴う影響額を見込むとともに、ストックマネジメント計画に基づき施設のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努めます。

エ 委託費に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続するとともに、物価上昇等に伴う動力費等の影響額を見込みます。また、委託による効率的な運用が図られる事項などの検討を行ってまいります。

オ その他の取組

水洗化促進を図るために、市民に対して下水道の普及啓発を行うとともに収納率向上に取り組めます。

#### 4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（P l a n）-実施（D o）-検証（C h e c k）-見直し（A c t i o n）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

## 5 経費回収率の向上に向けたロードマップについて

本経営戦略では、経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限、収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期、収支構造の改善の可否等についての定期的な検証・見直し等について、以下のとおり定めます。

① 実施予定時期：令和4年（2022年）度～令和13年（2031年）度の10年間

② 具体的な取組：

水洗普及活動等により、水洗化率を向上させて下水道使用料の増収を図ります。

また、ストックマネジメント支援制度を活用した省エネルギー設備の積極的な導入により、動力費等の固定経費削減に取り組み、汚水処理原価の抑制に努めます。

なお、経営健全化に関する定量的な業績指標を、経常収支比率、経費回収率、水洗化率と定め、目標年限までの各業績指標を以下のとおり設定します。

### 【目標】

年度	経常収支比率	経費回収率	水洗化率
R3	100.9%	80.6%	71.1%
R4	100.0%	80.6%	72.1%
R5	100.0%	80.6%	73.1%
R6	100.0%	80.6%	74.1%
R7	100.0%	80.6%	75.1%
R8	100.0%	80.6%	76.1%
R9	100.0%	80.6%	77.1%
R10	100.0%	80.6%	78.1%
R11	100.0%	80.6%	79.1%
R12	100.0%	80.6%	80.1%
R13	100.0%	80.6%	81.1%

※「経常収支比率」とは、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

※「経費回収率」とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標

※「水洗化率」とは、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口を表す指標

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

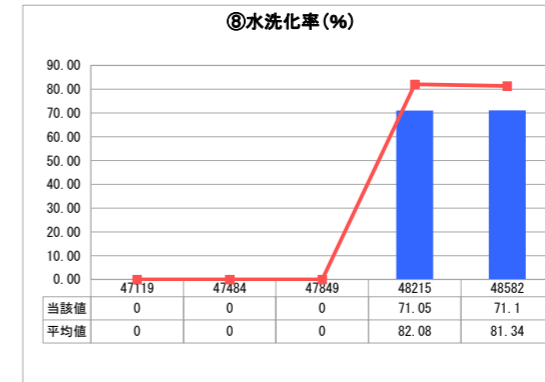
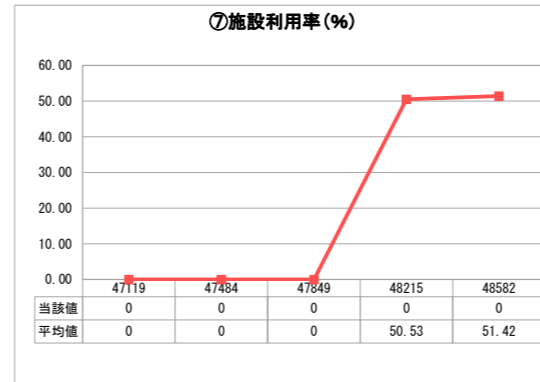
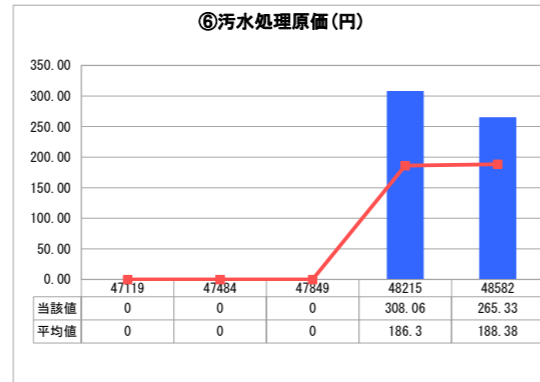
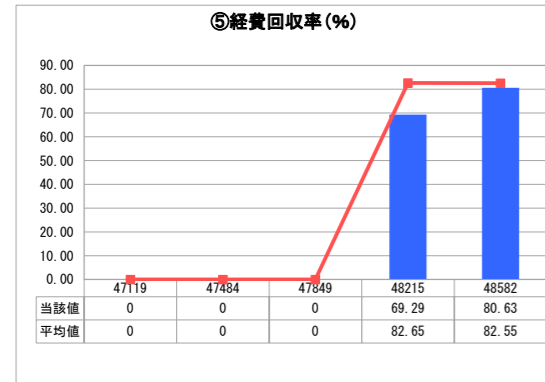
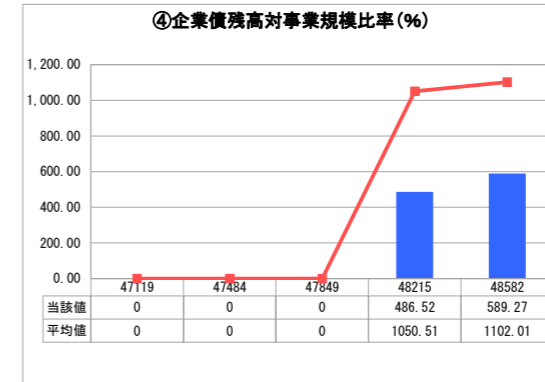
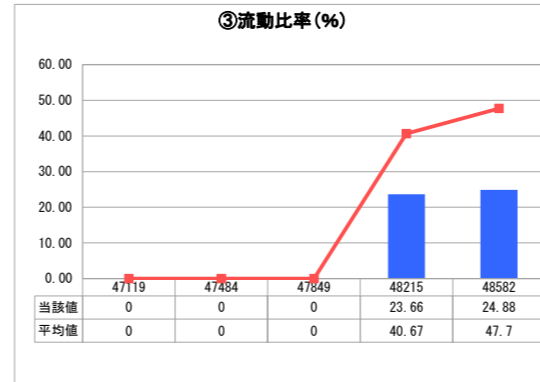
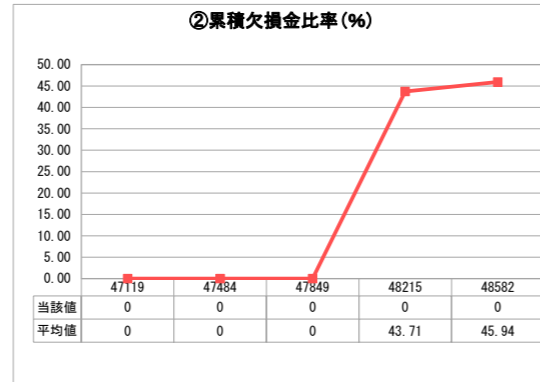
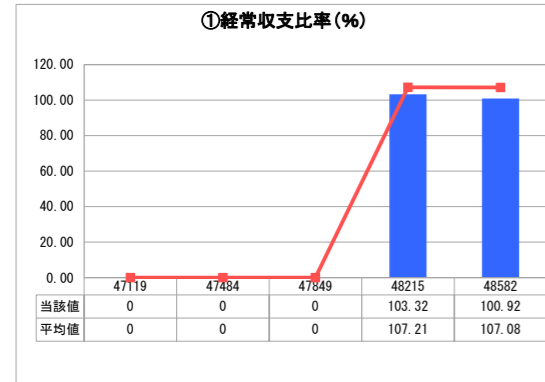
宮城県 栗原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	42.30	18.20	92.46	4,070

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
11,666	4.62	2,525.11

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率100.92%  
 経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では黒字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。

② 流動比率24.88%  
 短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を下回っている。これは企業債の償還金が多いためであり、より支払い能力を高めるため経営改善を図っていく必要がある。

③ 企業債残高対事業規模比率589.27%  
 類似団体平均を下回っており、順次企業債の償還が進んでいることから今後は改善していく見込みとしている。

④ 経費回収率80.63%  
 回収すべき汚水処理費を使用料で賄えず、より一層の収入の確保と汚水処理に係る費用の節減に努める必要がある。

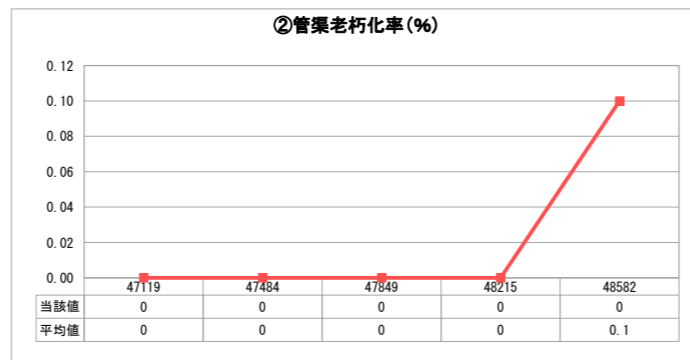
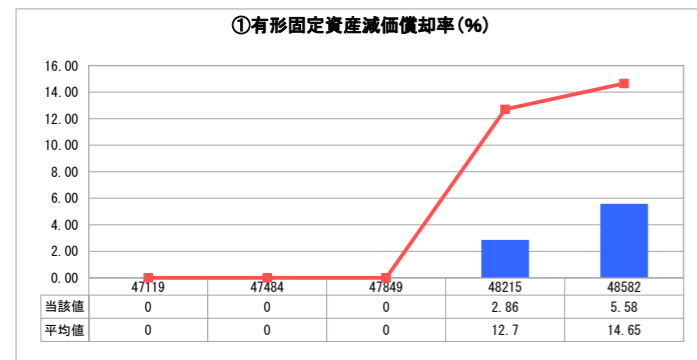
⑤ 汚水処理原価265.33円  
 汚水処理費について、公費負担分が増加したことに伴い汚水処理原価は減少しているが、類似団体と比較して高くなっているため、より効率的な汚水処理と水洗化人口の増加等に伴う有収水量を増やす取り組みが必要である。

⑥ 水洗化率71.10%  
 類似団体と比較し平均値を下回っており、更なる水洗化の促進が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率5.58%  
 償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。  
 公共下水道事業は、平成12年7月から供用開始し、21年が経過している。老朽化の各指標は参考にしつつも、他団体との比較や数値に捉われないこと、ストックマネジメント計画に基づき老朽化の実態を把握したうえで、効果的な対応を図る必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

人口減少等による料金収入の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新投資の増加など、経営環境は厳しさを増していくことから、将来にわたって安定的な事業をしていくためには、自らの経営についての的確な現状把握を行うことが必要不可欠である。

今後、健全かつ持続可能な下水道事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、投資と財政の均衡、使用料等の収益の確保並びに効率的な整備や適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメントを実施し、施設のコスト低減化や計画的な修繕を図るなど、経営の健全化に努めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	203,967	204,583	205,924	205,562	205,104	225,202
	(1) 料金収入	203,682	204,444	205,782	205,420	204,962	225,060
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他	285	139	142	142	142	142
	2. 営業外収益	395,682	379,234	390,075	399,150	395,538	367,579
	(1) 補助金	247,634	232,517	257,994	267,833	263,908	236,591
	他会計補助金	246,884	231,967	257,244	267,083	263,158	235,841
	その他補助金	750	550	750	750	750	750
	(2) 長期前受金戻入	147,651	146,661	132,029	131,265	131,578	130,936
	(3) その他	397	56	52	52	52	52
収入計 (C)	599,649	583,817	595,999	604,712	600,642	592,781	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	527,358	522,533	540,065	554,011	554,988	552,060
	(1) 職員給与費	37,361	37,338	38,511	38,316	38,316	38,316
	基本給	18,789	19,181	19,477	19,477	19,477	19,477
	退職給付費						
	その他	18,572	18,157	19,034	18,839	18,839	18,839
	(2) 経費	152,734	145,064	160,028	173,076	172,770	170,577
	動力費						
	修繕費	0	1,515	1,569	1,585	1,593	1,596
	材料費						
	その他	152,734	143,549	158,459	171,491	171,177	168,981
(3) 減価償却費	337,263	340,131	341,526	342,619	343,902	343,167	
2. 営業外費用	66,842	61,012	55,662	50,429	45,382	40,449	
(1) 支払利息	66,816	61,012	55,662	50,429	45,382	40,449	
(2) その他	26	0	0	0	0	0	
支出計 (D)	594,200	583,545	595,727	604,440	600,370	592,509	
経常損益 (C)-(D) (E)	5,449	272	272	272	272	272	
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	131	272	272	272	272	272	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 131	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	5,318	0	0	0	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	36,416	31,834	31,834	31,834	31,834	31,834	
流 動 資 産 (J)	165,570	191,840	191,840	107,481	107,481	122,481	
	うち未収金	62,694	62,694	62,694	62,694	62,694	
流 動 負 債 (K)	665,387	691,855	700,865	582,903	691,748	663,447	
	うち建設改良費分	655,790	689,808	698,818	580,856	689,701	661,400
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	2,047	2,047	2,047	2,047	2,047	2,047
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	203,967	204,583	205,924	205,562	205,104	225,202	
地方財政法による 資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )							
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )							

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分	1.	(A)				
	(1)	(B)				
	(2)	(C)				
	(3)	(D)				
	2.	(E)				
	(1)	(F)				
	(2)	(G)				
	(3)	(H)				
	(4)	(I)				
	(5)	(J)				
	(6)	(K)				
	(7)	(L)				
	(8)	(M)				
	(9)	(N)				
	(10)	(O)				
	(11)	(P)				
	(12)	(Q)				
	(13)	(R)				
	(14)	(S)				
	(15)	(T)				
(16)	(U)					
(17)	(V)					
(18)	(W)					
(19)	(X)					
(20)	(Y)					
(21)	(Z)					
(22)	(AA)					
(23)	(AB)					
(24)	(AC)					
(25)	(AD)					
(26)	(AE)					
(27)	(AF)					
(28)	(AG)					
(29)	(AH)					
(30)	(AI)					
(31)	(AJ)					
(32)	(AK)					
(33)	(AL)					
(34)	(AM)					
(35)	(AN)					
(36)	(AO)					
(37)	(AP)					
(38)	(AQ)					
(39)	(AR)					
(40)	(AS)					
(41)	(AT)					
(42)	(AU)					
(43)	(AV)					
(44)	(AW)					
(45)	(AX)					
(46)	(AY)					
(47)	(AZ)					
(48)	(BA)					
(49)	(BB)					
(50)	(BC)					
(51)	(BD)					
(52)	(BE)					
(53)	(BF)					
(54)	(BG)					
(55)	(BH)					
(56)	(BI)					
(57)	(BJ)					
(58)	(BK)					
(59)	(BL)					
(60)	(BM)					
(61)	(BN)					
(62)	(BO)					
(63)	(BP)					
(64)	(BQ)					
(65)	(BR)					
(66)	(BS)					
(67)	(BT)					
(68)	(BU)					
(69)	(BV)					
(70)	(BW)					
(71)	(BX)					
(72)	(BY)					
(73)	(BZ)					
(74)	(C0)					
(75)	(C1)					
(76)	(C2)					
(77)	(C3)					
(78)	(C4)					
(79)	(C5)					
(80)	(C6)					
(81)	(C7)					
(82)	(C8)					
(83)	(C9)					
(84)	(CA)					
(85)	(CB)					
(86)	(CC)					
(87)	(CD)					
(88)	(CE)					
(89)	(CF)					
(90)	(CG)					
(91)	(CH)					
(92)	(CI)					
(93)	(CJ)					
(94)	(CK)					
(95)	(CL)					
(96)	(CM)					
(97)	(CN)					
(98)	(CO)					
(99)	(CP)					
(100)	(CQ)					
(101)	(CR)					
(102)	(CS)					
(103)	(CT)					
(104)	(CU)					
(105)	(CV)					
(106)	(CW)					
(107)	(CX)					
(108)	(CY)					
(109)	(CZ)					
(110)	(D0)					
(111)	(D1)					
(112)	(D2)					
(113)	(D3)					
(114)	(D4)					
(115)	(D5)					
(116)	(D6)					
(117)	(D7)					
(118)	(D8)					
(119)	(D9)					
(120)	(DA)					
(121)	(DB)					
(122)	(DC)					
(123)	(DD)					
(124)	(DE)					
(125)	(DF)					
(126)	(DG)					
(127)	(DH)					
(128)	(DI)					
(129)	(DJ)					
(130)	(DK)					
(131)	(DL)					
(132)	(DM)					
(133)	(DN)					
(134)	(DO)					
(135)	(DP)					
(136)	(DQ)					
(137)	(DR)					
(138)	(DS)					
(139)	(DT)					
(140)	(DU)					
(141)	(DV)					
(142)	(DW)					
(143)	(DX)					
(144)	(DY)					
(145)	(DZ)					
(146)	(E0)					
(147)	(E1)					
(148)	(E2)					
(149)	(E3)					
(150)	(E4)					
(151)	(E5)					
(152)	(E6)					
(153)	(E7)					
(154)	(E8)					
(155)	(E9)					
(156)	(EA)					
(157)	(EB)					
(158)	(EC)					
(159)	(ED)					
(160)	(EE)					
(161)	(EF)					
(162)	(EG)					
(163)	(EH)					
(164)	(EI)					
(165)	(EJ)					
(166)	(EK)					
(167)	(EL)					
(168)	(EM)					
(169)	(EN)					
(170)	(EO)					
(171)	(EP)					
(172)	(EQ)					
(173)	(ER)					
(174)	(ES)					
(175)	(ET)					
(176)	(EU)					
(177)	(EV)					
(178)	(EW)					
(179)	(EX)					
(180)	(EY)					
(181)	(EZ)					
(182)	(F0)					
(183)	(F1)					
(184)	(F2)					
(185)	(F3)					
(186)	(F4)					
(187)	(F5)					
(188)	(F6)					
(189)	(F7)					
(190)	(F8)					
(191)	(F9)					
(192)	(FA)					
(193)	(FB)					
(194)	(FC)					
(195)	(FD)					
(196)	(FE)					
(197)	(FF)					
(198)	(FG)					
(199)	(FH)					
(200)	(FI)					
(201)	(FJ)					
(202)	(FK)					
(203)	(FL)					
(204)	(FM)					
(205)	(FN)					
(206)	(FO)					
(207)	(FP)					
(208)	(FQ)					
(209)	(FR)					
(210)	(FS)					
(211)	(FT)					
(212)	(FU)					
(213)	(FV)					
(214)	(FW)					
(215)	(FX)					
(216)	(FY)					
(217)	(FZ)					
(218)	(G0)					
(219)	(G1)					
(220)	(G2)					
(221)	(G3)					
(222)	(G4)					
(223)	(G5)					
(224)	(G6)					
(225)	(G7)					
(226)	(G8)					
(227)	(G9)					
(228)	(GA)					
(229)	(GB)					
(230)	(GC)					
(231)	(GD)					
(232)	(GE)					
(233)	(GF)					
(234)	(GG)					
(235)	(GH)					
(236)	(GI)					
(237)	(GJ)					
(238)	(GK)					
(239)	(GL)					
(240)	(GM)					
(241)	(GN)					
(242)	(GO)					
(243)	(GP)					
(244)	(GQ)					
(245)	(GR)					
(246)	(GS)					
(247)	(GT)					
(248)	(GU)					
(249)	(GV)					
(250)	(GW)					
(251)	(GX)					
(252)	(GY)					
(253)	(GZ)					
(254)	(H0)					
(255)	(H1)					
(256)	(H2)					
(257)	(H3)					
(258)	(H4)					
(259)	(H5)					
(260)	(H6)					
(261)	(H7)					
(262)	(H8)					
(263)	(H9)					
(264)	(HA)					
(265)	(HB)					
(266)	(HC)					
(267)	(HD)					
(268)	(HE)					
(269)	(HF)					
(270)	(HG)					
(271)	(HH)					
(272)	(HI)					
(273)	(HJ)					
(274)	(HK)					
(275)	(HL)					
(276)	(HM)					
(277)	(HN)					
(278)	(HO)					
(279)	(HP)					
(280)	(HQ)					
(281)	(HR)					
(282)	(HS)					
(283)	(HT)					
(284)	(HU)					
(285)	(HV)					
(286)	(HW)					
(287)	(HX)					
(288)	(HY)					
(289)	(HZ)					
(290)	(I0)					
(291)						

## 投資・財政計画

### (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資本的収入	1. 企業債	496,600	401,200	397,200	392,800	231,800	374,000
	うち資本費平準化債	237,300	246,800	245,900	244,800	146,400	227,200
	2. 他会計出資金	119,462	158,291	170,647	114,488	186,676	178,735
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	128,107	50,717	35,700	42,000	20,000	5,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	15,500	15,385	4,980	10,000	10,000	0
	9. その他						
	計 (A)	759,669	625,593	608,527	559,288	448,476	557,735
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	759,669	625,593	608,527	559,288	448,476	557,735
資本的支出	1. 建設改良費	335,090	151,900	133,520	161,761	80,098	66,451
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	622,809	660,190	694,208	703,218	585,256	694,101
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	957,899	812,090	827,728	864,979	665,354	760,552	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		198,230	186,497	219,201	305,691	216,878	202,817
補填財源	1. 損益勘定留保資金	180,972	177,342	210,757	295,713	212,324	197,231
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	17,258	9,155	8,444	9,978	4,554	5,586
	計 (F)	198,230	186,497	219,201	305,691	216,878	202,817
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		6,132,207	5,880,118	5,576,010	5,265,592	4,912,136	4,592,035
資金残高		103,089	129,359	129,359	45,000	45,000	60,000

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		246,884	231,967	257,244	267,083	263,158	235,841
うち基準内繰入金		193,956	170,206	206,632	200,382	201,301	201,213
うち基準外繰入金		52,928	61,761	50,612	66,701	61,857	34,628
資本的収支分		119,462	158,291	170,647	114,488	186,676	178,735
うち基準内繰入金		48,626	76,026	55,614	57,872	58,105	61,639
うち基準外繰入金		70,836	82,265	115,033	56,616	128,571	117,096
合 計		366,346	390,258	427,891	381,571	449,834	414,576
うち基準内繰入金		242,582	246,232	262,246	258,254	259,406	262,852
うち基準外繰入金		123,764	144,026	165,645	123,317	190,428	151,724

## 投資・財政計画

### (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入	1. 企業債	290,700	247,000	215,300	194,400	167,600
	うち資本費平準化債	198,500	159,800	129,500	108,700	83,200
	2. 他会計出資金	162,480	184,598	182,846	204,654	113,673
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国(都道府県)補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0
	9. その他					
	計 (A)	458,180	436,598	403,146	404,054	286,273
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	458,180	436,598	403,146	404,054	286,273
	資本的支出	1. 建設改良費	48,352	40,893	44,195	43,807
うち職員給与費						
2. 企業債償還金		665,800	611,245	545,045	496,584	440,819
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金						
5. その他						
計 (D)	714,152	652,138	589,240	540,391	482,863	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		255,972	215,540	186,094	136,337	196,590
補填財源	1. 損益勘定留保資金	252,031	212,277	182,531	132,810	193,223
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0
	4. その他	3,941	3,263	3,563	3,527	3,367
	計 (F)	255,972	215,540	186,094	136,337	196,590
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		4,216,935	3,852,690	3,522,944	3,220,760	2,947,542
資金残高		20,000	20,000	50,000	130,000	150,000

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的取支分		229,668	224,949	231,542	227,093	223,000
	うち基準内繰入金	201,024	201,257	201,498	201,762	202,154
	うち基準外繰入金	28,644	23,692	30,044	25,331	20,846
資本的取支分		162,480	184,598	182,846	204,654	113,673
	うち基準内繰入金	62,904	62,910	61,225	58,461	52,632
	うち基準外繰入金	99,576	121,688	121,621	146,193	61,041
合 計		392,148	409,547	414,388	431,747	336,673
	うち基準内繰入金	263,928	264,167	262,723	260,223	254,786
	うち基準外繰入金	128,220	145,380	151,665	171,524	81,887



# 栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市特定環境保全公共下水道事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年(1998年)度 (24年)
法適(全部・一部) 非適の区分	適用 (令和2年(2020年)度から適用)
流域下水道等への接続 の有無	有
処理区域内人口密度	18.5 人/ha
処理区数	2区(迫川処理区、瀬峰・高清水処理区) ※ 迫川流域関連特定環境保全公共下水道(栗駒、一迫、鶯沢、金成、志波姫、花山地区) ※ 特定環境保全公共下水道(瀬峰・高清水地区)
処理場数	1箇所(瀬峰・高清水浄化センター)
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	宮城県が計画を進める「宮城県下水道広域化・共同化計画」の策定の中で、今後、宮城県や地域ブロックごとに汚水処理の現状と課題を整理したうえで、広域化・共同化について検討していきます。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保</li> <li>(2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担</li> </ol> </li> <li>2 基本料金             <p>下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m<sup>3</sup>までを基本料金として負担いただいております。</p> </li> <li>3 逓増型の従量料金             <p>汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> </li> <li>4 自家水使用者について             <p>自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> </li> <li>5 料金改定             <p>町村合併時に下水道使用料の統一を図り、その後消費税の改正に合わせて料金改定を行っております。今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年(2026年)度に料金改定を見込んで作成しております。</p> </li> </ol>														
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,069円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,604円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,612円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,069円	令和2年度	4,604円	令和3年度	4,612円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	4,069円														
令和2年度	4,604円														
令和3年度	4,612円														

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

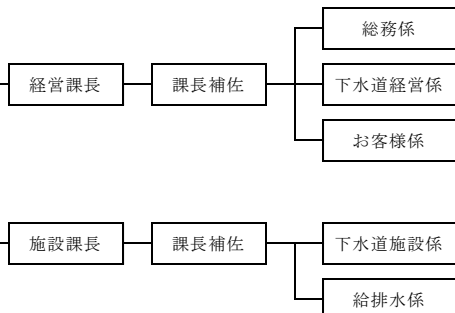
## ③ 組織

下水道事業職員数		(R4.4.1現在)
技術職	6人	
事務職	8人	
合計	14人	

下水道事業管理者  
(栗原市長)

上下水道部長

上下水道部次長



(下水道・農集排・浄化槽 共通)

## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

下水道事業の包括的民間委託は、契約期間を5年間とする長期継続契約により、栗原市が所管する瀬峰・高清水浄化センター及び中継ポンプ場並びにマンホールポンプの維持管理業務を委託しており、主な業務内容は運転操作業務、保守点検業務、環境計測業務、消防設備点検業務、清掃業務、マンホールポンプ遠方監視システム業務等です。

### ② 資産活用の状況

活用できる施設はありません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

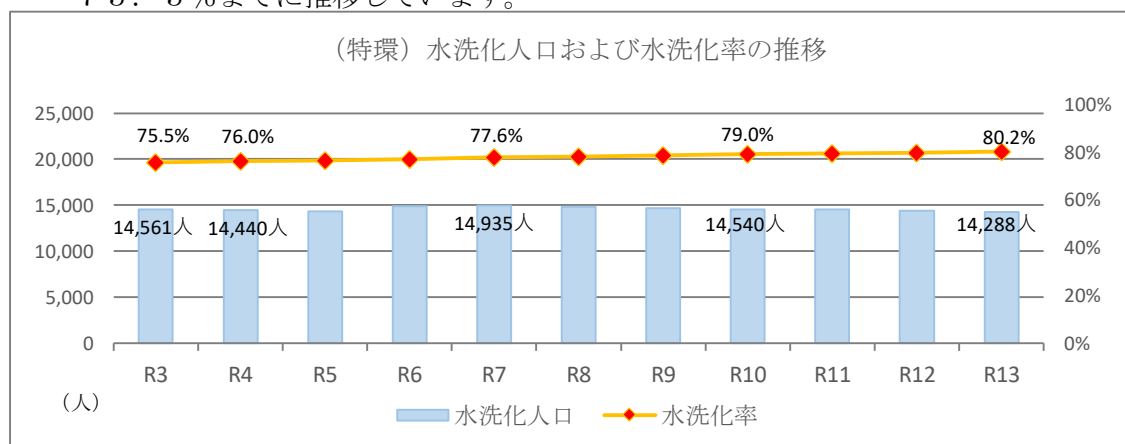
特定環境保全公共下水道事業の持続可能な健全経営の確保のためには、維持管理経費に見合った収入の確保が必須であることから、市の各種補助金制度を活用して水洗化の向上を目指します。また、令和7年（2025年）度までに一迫地区の大川口農業集落排水処理施設及び志波姫地区の南郷農業集落排水処理施設を廃止し特定環境保全公共下水道に接続する計画としており、下水道施設の効率化を目指します。

また、今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

## (4) 水洗化人口及び水洗化率の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口は10,930人、水洗化率が61.3%でしたが、令和3年（2021年）度末には14,561人、75.5%までに推移しています。



## 2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

### (1) 整備事業の概成

未普及地域における整備事業については、令和7年（2025年）度末までに下水道整備を終え、整備出来ない区域については、令和6年（2024年）度に予定している「栗原市下水道事業全体計画」及び「下水道事業計画」の変更時に、合併処理浄化槽による整備区域へ変更し、汚水処理整備計画を進めていきます。

### (2) 効率的な事業執行

これまで、平成24年（2012年）度に金成沢辺農業集落排水処理施設、平成28年（2016年）度に花山浄化センター、平成29年（2017年）度に鶯沢浄化センターを廃止し、流域下水道に接続し、施設の統廃合を進めてまいりました。

今後、急速に老朽化が見込まれる下水道施設のストックマネジメントを実施して、下水道施設のライフサイクルコストの低減化を図り、計画的な修繕及び改築を行うことにより、業務の効率化とコスト削減を積極的に取り組みます。

※ スtockマネジメントとは

長期的な視点で施設全体の老朽化を考慮し、リスク評価優先順位により点検・調査、修繕・改築を実施し、全体の施設管理を最適化するもの。

### (3) 水洗化の促進

河川・湖沼などの水質保全、生活環境の向上のため、未接続者へ市独自の各種助成制度「水洗便所等改造資金利子補給制度」及び「排水設備設置工事費補助金制度」並びに「浄化槽切替助成事業補助金制度」を周知し、市民の理解、協力のもとに水洗化の促進に努めます。

## 3 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ア 投資に関する目標

栗原市公共下水道全体計画で定めた下水道計画区域の下水道整備は、令和7年（2025年）度末までの概成を目標としています。

イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕及び更新を行います。

ウ 防災・安全対策に関する目標

ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕及び更新を行うことにより災害等による下水道機能の停滞を招くことのないよう努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

ア 財源に関する目標

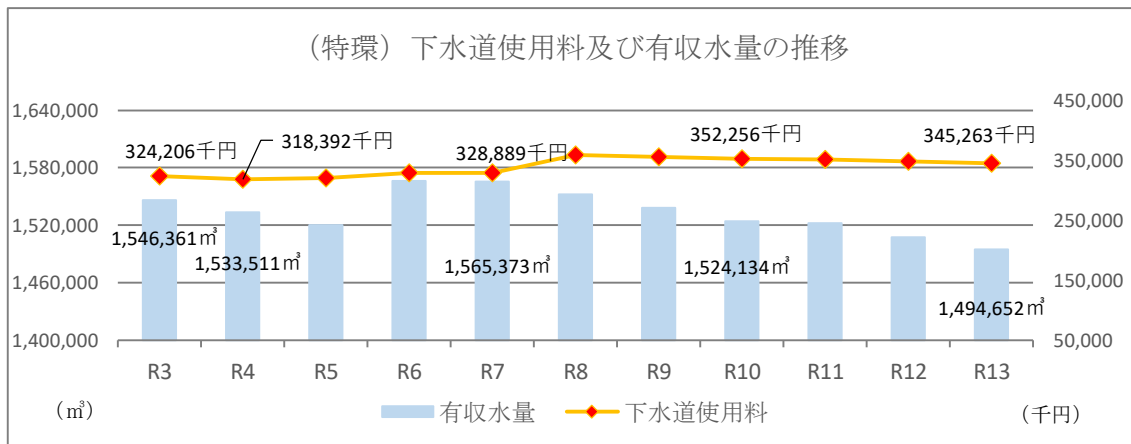
令和7年（2025年）度までの下水道整備に係る財源は、国庫補助金及び企業債を活用して収入を確保する計画としています。

また、適正な使用料徴収に努めるとともに、資本費平準化債の発行により、世代間の公平を図ってまいります。

イ 使用料収入の見通しに関する目標

令和7年（2025年）度までに農業集落排水処理施設（2施設）を廃止し、特定環境保全公共下水道に接続する計画で収入増を見込んでいる一方、人口減少により今後は使用料の減少が見込まれます。

以上のことから水洗化率の向上を図るため、下水道事業について市民の理解を得るよう普及啓発活動を実施するとともに、併せて市の補助金等の活用について周知し、水洗化の促進を図ってまいります。



- ※ R6年（2024年）度の増加は、南郷農業集落排水処理施設の編入に伴うもの。
- ※ R7年（2025年）度の増加は、大川口農業集落排水処理施設の編入に伴うもの。
- ※ R11年（2029年）度の増加は、高橋農業集落排水処理施設の編入に伴うもの。

ウ 企業債及び繰入金に関する目標

建設改良に伴い、下水道事業債の借入を計画しております。

資本費平準化債については、発行可能額以内で計画しています。一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 民間活力の活用

瀬峰・高清水浄化センター及び中継ポンプ場並びにマンホールポンプの維持管理業務を5年ごとの長期継続契約により包括的民間委託をしています。

イ 職員給与費に関する事項

給与改定などを考慮せず、令和4年（2022年）度予算を基準として算定しています。

ウ 修繕費に関する事項

施設管理費については、包括的民間委託やストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕を行うとともに、耐用年数等に基づき、将来の減価償却予定額を算出して推計し、所要の更新費用を反映させています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

施設の老朽化に伴い更新費用及び施設維持管理費が増加することから、将来の更新費用を反映しつつ、広域化・共同化をすることで処理施設の維持管理費及び更新費用の削減と経済的かつ効率的な事業運営を検討します。

イ 投資の平準化に関する事項

資本費平準化債は投資・財政計画（収支計画）にすべて反映済です。

※「資本費化債」とは、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより、後年度に負担を繰り延べし、将来にわたって負担を平準化するもの。（起債償還のための起債）

② 今後の財源についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

イ 資産活用による収入増加の取組について

活用できる施設は、ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続し、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

イ 職員給与費に関する事項

市の人事計画、給与制度により適正な人員配置に努めます。

ウ 修繕費に関する事項

物価上昇等に伴う影響額を見込むとともに、ストックマネジメント計画に基づき施設のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努めます。

エ 委託費に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続するとともに、物価上昇等に伴う動力費等の影響額を見込みます。また、委託による効率的な運用が図られる事項などの検討を行ってまいります。

オ その他の取組

水洗化促進を図るために、市民に対して下水道の普及啓発を行うとともに収納率向上に取り組めます。

4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

## 5 経費回収率の向上に向けたロードマップについて

本経営戦略では、経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限、収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期、収支構造の改善の要否等についての定期的な検証・見直し等について、以下のとおり定めます。

① 実施予定時期：令和4年（2022年）度～令和13年（2031年）度の10年間

② 具体的な取組：

水洗普及活動等により、水洗化率を向上させて下水道使用料の増収を図ります。

また、ストックマネジメント支援制度を活用した省エネルギー設備の積極的な導入により、動力費等の固定経費削減に取り組み、汚水処理原価の抑制に努めます。

なお、経営健全化に関する定量的な業績指標を、経常収支比率、経費回収率、水洗化率と定め、目標年限までの各業績指標を以下のとおり設定します。

### 【目標】

年度	経常収支比率	経費回収率	水洗化率
R3	100.9%	81.6%	75.5%
R4	100.0%	81.6%	76.0%
R5	100.0%	81.6%	76.5%
R6	100.0%	81.6%	77.0%
R7	100.0%	81.6%	77.6%
R8	100.0%	81.6%	78.1%
R9	100.0%	81.6%	78.6%
R10	100.0%	81.6%	79.0%
R11	100.0%	81.6%	79.2%
R12	100.0%	81.6%	79.7%
R13	100.0%	81.6%	80.2%

※「経常収支比率」とは、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

※「経費回収率」とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標

※「水洗化率」とは、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口を表す指標



# 経営比較分析表（令和3年度決算）

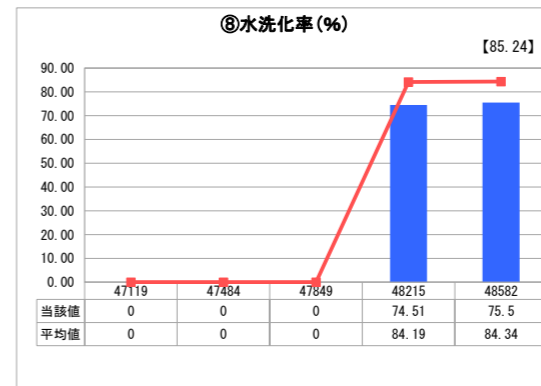
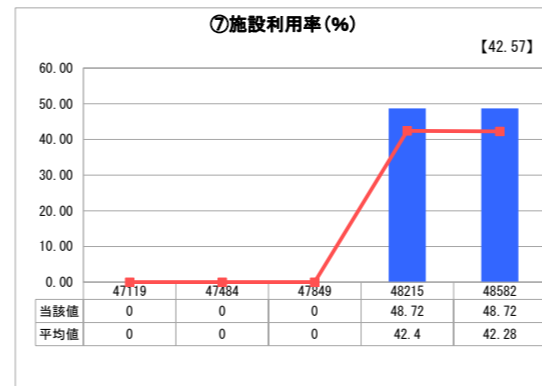
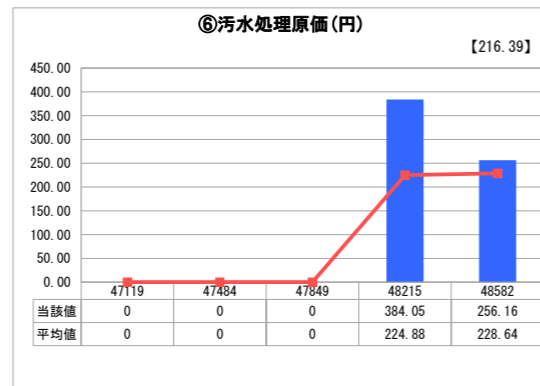
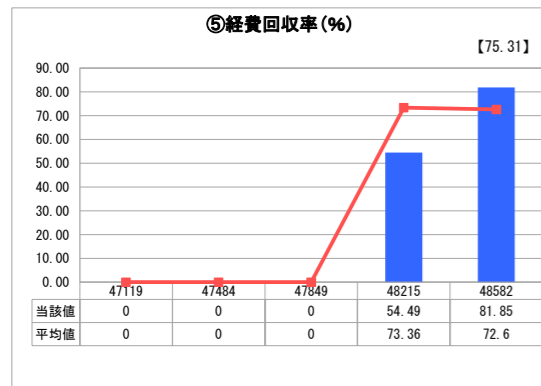
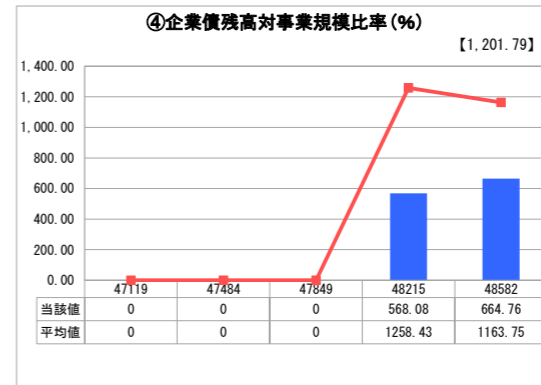
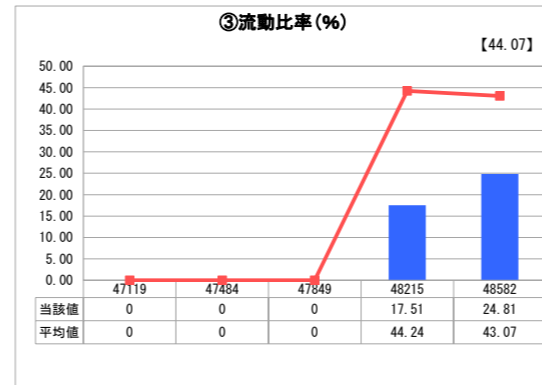
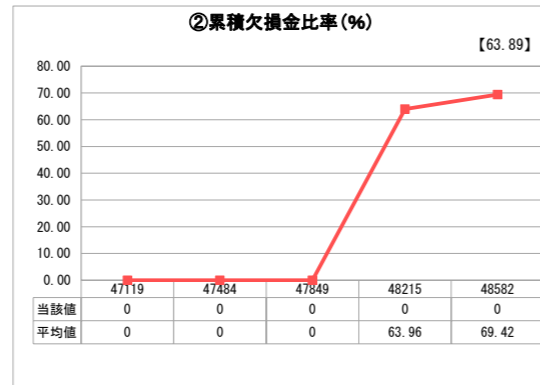
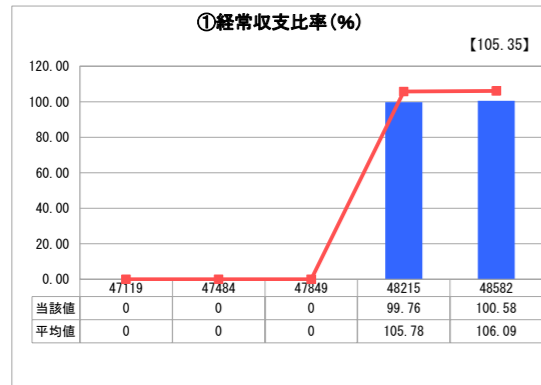
宮城県 栗原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	58.56	30.09	92.16	4,070

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
19,286	10.41	1,852.64

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率100.58%  
 経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では黒字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。

② 流動比率24.81%  
 短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を下回っている。これは企業債の償還金が多いためであり、より支払い能力を高めるため経営改善を図っていく必要がある。

③ 企業債残高対事業規模比率664.76%  
 類似団体平均を下回っており、順次企業債の償還が進んでいることから今後は改善していく見込みとしている。

④ 経費回収率81.85%  
 回収すべき汚水処理費を使用料で賄えず、より一層の収入の確保と汚水処理に係る費用の節減に努める必要がある。

⑤ 汚水処理原価256.16円  
 汚水処理費について、公費負担分が増加したことに伴い汚水処理原価は減少しているが、類似団体と比較して高くなっているため、より効率的な汚水処理と水洗化人口の増加等に伴う有収水量を増やす取り組みが必要である。

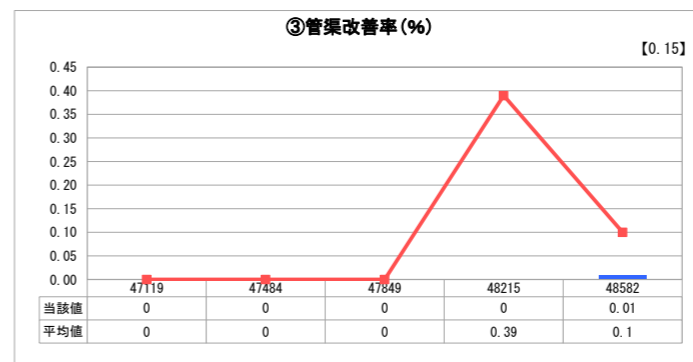
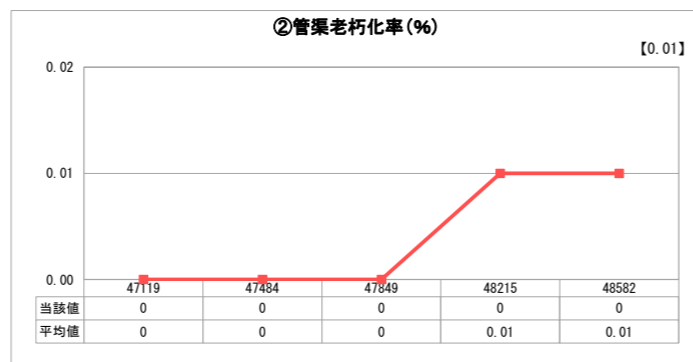
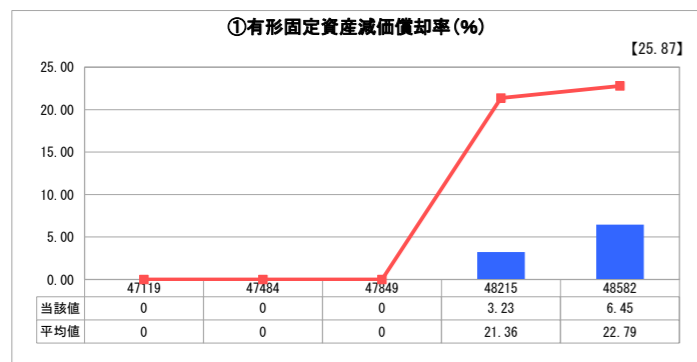
⑥ 施設利用率48.72%  
 類似団体と比較し平均値を上回っている。

⑦ 水洗化率75.50%  
 類似団体と比較し平均値を下回っており、更なる水洗化の促進が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率6.45%  
 償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。  
 特定環境保全公共下水道は、平成10年3月から供用開始し、24年が経過している。老朽化の各指標を参考にしつつも、他団体との比較や数値に捉われないこと、ストックマネジメント計画に基づき老朽化の実態を把握したうえで、効果的な対応を図る必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

人口減少等による料金収入の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新投資の増加など、経営環境は厳しさを増していくことから、将来にわたって安定的な事業をしていくためには、自らの経営についての確かな現状把握を行うことが必要不可欠である。  
 今後、健全かつ持続可能な下水道事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、投資と財政の均衡、使用料等の収益の確保並びに効率的な整備や適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメントを実施し施設のコスト低減化や計画的な修繕を図るなど、経営の健全化に努めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	324,586	318,754	320,771	329,561	329,183	358,964
	(1) 料金収益 (A)	324,206	318,392	320,477	329,267	328,889	358,670
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他	380	362	294	294	294	294
	2. 営業外収益	1,081,256	1,023,786	1,022,915	1,109,216	1,105,037	1,061,525
	(1) 補助金	608,870	583,208	589,505	629,634	625,609	582,090
	他会計補助金	608,270	582,958	584,255	628,884	624,859	581,340
	その他補助金	600	250	5,250	750	750	750
	(2) 長期前受金戻入	472,269	440,494	433,322	479,494	479,340	479,347
	(3) その他	117	84	88	88	88	88
収入計 (C)	1,405,842	1,342,540	1,343,686	1,438,777	1,434,220	1,420,489	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	1,258,570	1,218,471	1,231,176	1,333,330	1,340,155	1,338,526
	(1) 職員給与費	76,562	70,178	71,840	71,840	71,840	71,840
	基本給	36,248	33,758	34,264	34,264	34,264	34,264
	退職給付費						
	その他	40,314	36,420	37,576	37,576	37,576	37,576
	(2) 経費	265,058	278,587	296,745	329,827	336,467	334,143
	動力費						
	修繕費	6,536	9,685	11,612	17,165	18,786	18,828
	材料費						
	その他	258,522	268,902	285,133	312,662	317,681	315,315
(3) 減価償却費	916,950	869,706	862,591	931,663	931,848	932,543	
2. 営業外費用	139,108	124,069	112,147	105,084	93,702	81,600	
(1) 支払利息	139,099	124,069	112,147	105,084	93,702	81,600	
(2) その他	9	0	0	0	0	0	
支出計 (D)	1,397,678	1,342,540	1,343,323	1,438,414	1,433,857	1,420,126	
経常損益 (C)-(D) (E)	8,164	0	363	363	363	363	
特別利益 (F)	0	2,974	0	0	0	0	
特別損失 (G)	136	363	363	363	363	363	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 136	2,611	△ 363	△ 363	△ 363	△ 363	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	8,028	2,611	0	0	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	22,440	25,051	25,051	25,051	25,051	25,051	
流動資産 (J)	340,257	265,326	230,590	120,508	124,428	136,530	
うち未収金	74,282	96,408	108,344	108,344	108,344	108,344	
流動負債 (K)	1,371,622	1,371,886	1,432,220	1,234,025	1,372,763	1,302,606	
うち建設改良費分	1,344,943	1,365,219	1,425,553	1,227,358	1,366,096	1,295,939	
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
うち未払金	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	324,586	318,754	320,771	329,561	329,183	358,964	
地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )							
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )							

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	355,782	352,550	351,877	348,462	345,557
	(1) 料 金 収 入	355,488	352,256	351,583	348,168	345,263
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	294	294	294	294	294
	2. 営 業 外 収 益	1,049,561	1,040,888	1,062,273	1,052,333	1,044,030
	(1) 補 助 金	570,894	562,447	579,253	570,444	563,092
	他 会 計 補 助 金	570,144	561,697	578,503	569,694	562,342
	そ の 他 補 助 金	750	750	750	750	750
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	478,579	478,353	482,932	481,801	480,850
	(3) そ の 他	88	88	88	88	88
	収 入 計 (C)	1,405,343	1,393,438	1,414,150	1,400,795	1,389,587
	1. 営 業 費 用	1,334,707	1,332,378	1,360,959	1,356,274	1,352,232
	(1) 職 員 給 与 費	71,840	71,840	71,840	71,840	71,840
	基 本 給	34,264	34,264	34,264	34,264	34,264
	退 職 給 付 費					
そ の 他	37,576	37,576	37,576	37,576	37,576	
(2) 経 費	331,615	329,433	347,505	344,296	341,161	
動 力 費						
修 繕 費	18,875	18,902	20,327	20,334	20,341	
材 料 費						
そ の 他	312,740	310,531	327,178	323,962	320,820	
(3) 減 価 償 却 費	931,252	931,105	941,614	940,138	939,231	
2. 営 業 外 費 用	70,273	60,697	52,828	44,158	36,992	
(1) 支 払 利 息	70,273	60,697	52,828	44,158	36,992	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)	1,404,980	1,393,075	1,413,787	1,400,432	1,389,224	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	363	363	363	363	363	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	363	363	363	363	363	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 363	△ 363	△ 363	△ 363	△ 363	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	25,051	25,051	25,051	25,051	25,051	
流 動 資 産 (J)	99,692	92,943	128,716	213,114	229,391	
う ち 未 収 金	108,344	108,344	108,344	108,344	108,344	
流 動 負 債 (K)	1,194,580	1,089,010	916,120	791,580	498,124	
う ち 建 設 改 良 費 分	1,187,913	1,082,343	909,453	784,913	491,457	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	355,782	352,550	351,877	348,462	345,557	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100						

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資本的 収入	1. 企業債	593,000	633,100	642,900	636,200	405,100	547,000
	うち資本費平準化債	532,400	542,700	527,600	533,600	319,300	457,400
	2. 他会計出資金	447,685	315,182	396,045	361,378	277,902	392,442
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	200,000	0
	6. 国(都道府県)補助金	31,180	78,553	73,800	64,000	56,000	49,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	2,480	2,300	1,680	500	500	0
	9. その他						
	計 (A)	1,074,345	1,029,135	1,114,425	1,062,078	939,502	988,442
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	1,074,345	1,029,135	1,114,425	1,062,078	939,502	988,442
資本的 支出	1. 建設改良費	98,397	176,941	200,349	196,517	155,469	159,197
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	1,328,795	1,359,200	1,379,479	1,439,813	1,241,618	1,380,356
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	1,427,192	1,536,141	1,579,828	1,636,330	1,397,087	1,539,553	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		352,847	507,006	465,403	574,252	457,585	551,111
補填財源	1. 損益勘定留保資金	346,853	421,773	454,048	562,251	448,588	441,094
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	5,994	85,233	11,355	12,001	8,997	10,017
計 (F)	352,847	507,006	465,403	574,252	457,585	451,111	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	100,000
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	200,000	300,000
企業債残高 (H)		11,008,782	10,314,679	9,544,198	9,250,587	8,508,943	7,690,889
資金残高		266,321	191,390	156,654	46,572	50,492	62,594

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		608,270	585,932	584,255	628,884	624,859	581,340
	うち基準内繰入金	529,992	504,523	492,659	529,089	529,486	530,291
	うち基準外繰入金	78,278	81,409	91,596	99,795	95,373	51,049
資本的収支分		447,685	315,182	396,045	361,378	277,902	392,442
	うち基準内繰入金	19,784	21,402	20,844	21,913	22,427	22,757
	うち基準外繰入金	427,901	293,780	375,201	339,465	255,475	369,685
合 計		1,055,955	901,114	980,300	990,262	902,761	973,782
	うち基準内繰入金	549,776	525,925	513,503	551,002	551,913	553,048
	うち基準外繰入金	506,179	375,189	466,797	439,260	350,848	420,734

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入	1. 企業債	477,200	373,000	284,300	168,000	173,200
	うち資本費平準化債	394,500	321,500	254,900	138,000	145,200
	2. 他会計出資金	430,838	422,822	412,893	404,886	505,227
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	54,000	29,000	4,000	4,000	4,000
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0
	9. その他					
	計 (A)	962,038	824,822	701,193	576,886	682,427
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	962,038	824,822	701,193	576,886	682,427
資本的支出	1. 建設改良費	150,084	91,919	45,534	45,109	43,179
	うち職員給与費					
	2. 企業債償還金	1,310,199	1,198,123	1,082,343	909,453	784,913
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	300,000
	4. 他会計への支出金					
	5. その他					
計 (D)	1,460,283	1,290,042	1,127,877	954,562	1,128,092	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		498,245	465,220	426,684	377,676	445,665
補填財源	1. 損益勘定留保資金	489,511	459,501	422,909	373,939	442,104
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0
	4. その他	8,734	5,719	3,775	3,737	3,561
計 (F)	498,245	465,220	426,684	377,676	445,665	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		300,000	300,000	300,000	300,000	0
企業債残高 (H)		6,873,137	6,062,812	5,366,321	4,640,180	4,041,526
資金残高		25,756	19,007	54,780	139,178	155,455

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的取支分		570,144	561,697	578,503	569,694	562,342
	うち基準内繰入金	529,679	529,771	536,710	536,307	536,358
	うち基準外繰入金	40,465	31,926	41,793	33,387	25,984
資本的取支分		430,838	422,822	412,893	404,886	505,227
	うち基準内繰入金	23,153	22,923	20,226	17,284	12,339
	うち基準外繰入金	407,685	399,899	392,667	387,602	492,888
合 計		1,000,982	984,519	991,396	974,580	1,067,569
	うち基準内繰入金	552,832	552,694	556,936	553,591	548,697
	うち基準外繰入金	448,150	431,825	434,460	420,989	518,872

# 栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市農業集落排水事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年(1994年)度 (28年)
法適(全部・一部) 非適の区分	適用 (令和2年(2020年)度から適用)
流域下水道等への接続 の有無	有
処理区域内人口密度	5.3人/ha
処理区数	5処理区域 (一迫高橋処理区、一迫姫松処理区、一迫大川口処理区、金成有壁処理区、志波姫南郷処理区)
処理場数	5処理場 (高橋地区農業集落排水処理施設、姫松地区農業集落排水処理施設、大川口地区農業集落排水処理施設、有壁処理区農業集落排水処理施設、南郷農業集落排水処理施設)
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	経済的かつ効率的な事業運営を図るため、平成25年(2013年)度から沢辺地区農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ、令和2年(2020年)度から大袋農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道へ編入しております。 また、令和6年(2024年)度に南郷農業集落排水処理施設、令和7年(2025年)度に大川口農業集落排水処理施設、令和11年(2029年)度に高橋農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ編入する計画です。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

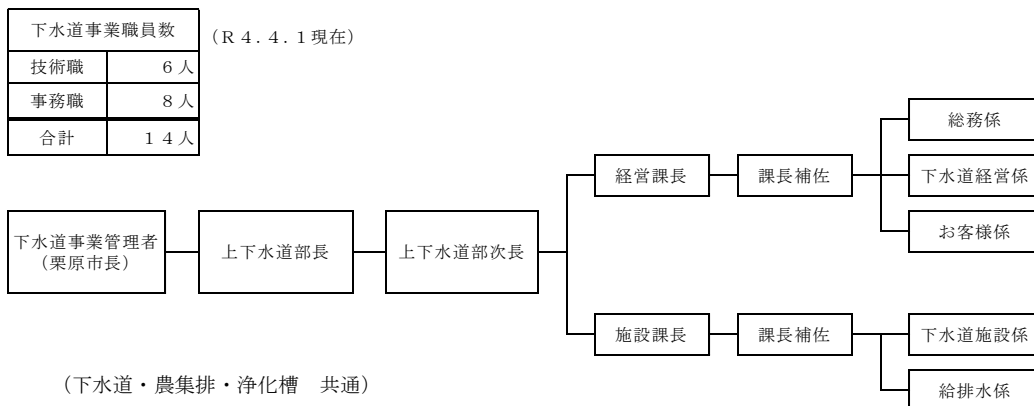
## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制          (1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保          (2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担</p> <p>2 基本料金          下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m<sup>3</sup>までを基本料金として負担いただいております。</p> <p>3 逡増型の従量料金          汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> <p>4 自家水使用者について          自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> <p>5 料金改定          公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年(2026年)度に料金改定を見込んで作成しております。</p>														
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,158円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,370円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,375円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,158円	令和2年度	4,370円	令和3年度	4,375円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	4,158円														
令和2年度	4,370円														
令和3年度	4,375円														

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織



## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

農業集落排水事業の包括的民間委託は、契約期間を5年間とする長期継続契約により、栗原市が所管する5処理施設（高橋、姫松、大川口、有壁、南郷）及びマンホールポンプの維持管理業務委託しており、主な業務内容は運転操作業務、保守点検業務、環境計測業務、消防設備点検業務、清掃業務等です。

### ② 資産活用の状況

管路、マンホールポンプ、施設の活用は、ありません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

農業集落排水事業の持続可能な健全経営の確保のためには、維持管理経費に見合った収入の確保が必須であることから、市の各種補助金制度を活用して水洗化の向上を目指します。また、令和6年（2024年）度には志波姫地区の南郷農業集落排水処理施設を廃止し、令和7年（2025年）度には一迫地区の大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度には高橋農業集落排水処理施設を廃止し、隣接する特定環境保全公共下水道に接続する計画で、単独処理施設の維持管理経費及び更新費用の削減を目指します。

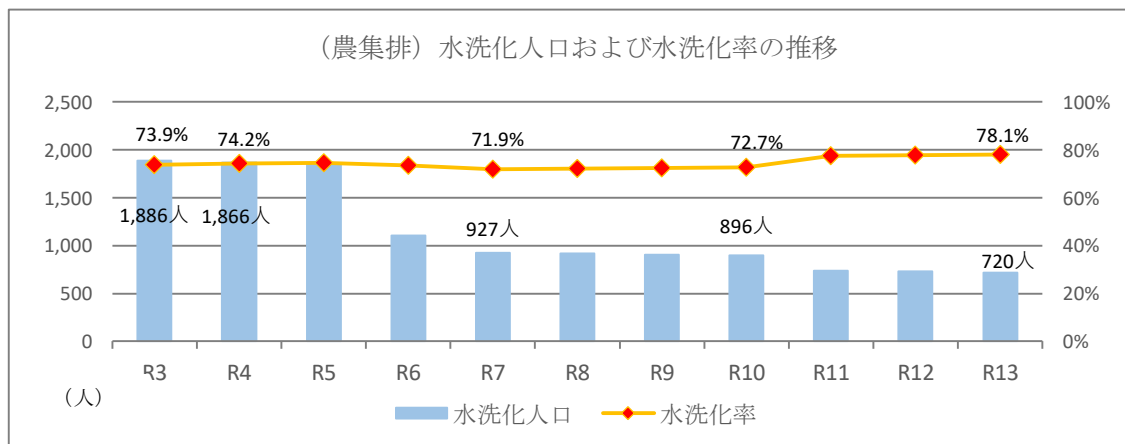
他の単独処理施設についても、更新時期を見据えながら維持管理費の低減を図ってまいります。

また、今後、公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

## (4) 水洗化人口及び水洗化率の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口が2,527人、水洗化率57.9%でしたが、令和3年（2021年）度末には1,886人、73.9%までに推移しています。



※ R6年（2024年）度の減少は、南郷農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R7年（2025年）度の減少は、大川口農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R11年（2029年）度の減少は、高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。



## 2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

### (1) 持続的なサービスの提供

維持管理費については、今後急速に老朽化が見込まれる農業集落排水処理施設の長寿命化を目的とする機能強化対策事業の検討を行い、ライフサイクルコストの低減化を図り、計画的な維持・修繕及び改築を施し、持続的なサービスが提供できるように取り組みます。

### (2) 施設維持経費の削減

施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費が増加することから、経済的かつ効率的な事業運営を図るため、令和6年（2024年）度に志波姫南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に一迫大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に一迫高橋農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ編入する予定です。

### (3) 水洗化の促進

河川・湖沼などの水質保全、生活環境の向上のため、未接続者へ市独自の各種助成制度「水洗便所等改造資金利子補給制度」及び「排水設備設置工事費補助金制度」並びに「浄化槽切替助成事業補助金制度」を周知し、市民の理解、協力のもとに水洗化の促進に努めます。

## 3 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ア 投資に関する目標

維持管理経費の削減が必須であるため、令和6年（2024年）度に南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に高橋農業集落排水処理施設を廃止し、隣接する特定環境保全公共下水道に接続するなど、処理施設の維持管理経費及び更新費用の削減し、経済的かつ効率的な事業運営を目標としています。

##### イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

計画的な施設の修繕を実施するとともに、必要に応じて修繕及び更新を行います。

### ウ 防災・安全対策に関する目標

管路施設の修繕の際に地震対策などを施し、災害等による下水道機能の停滞を招くことのないよう努めます。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

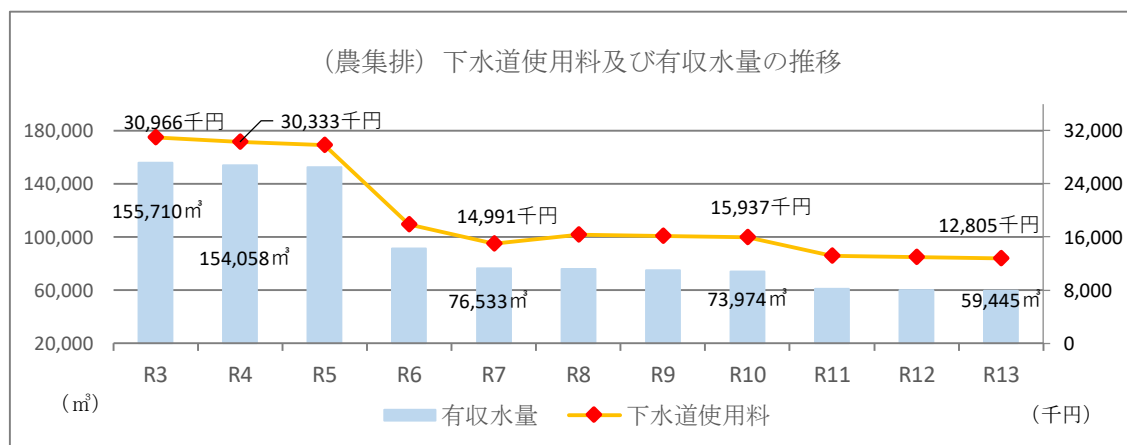
### ア 財源に関する目標

適正な使用料徴収に努めるとともに、資本費平準化債の発行により世代間の公平を図ってまいります。

### イ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する目標

使用料については、人口減少や南郷農業集落排水処理施設・大川口農業集落排水処理施設・高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入による収入の減少が見込まれます。

以上のことから水洗化率の向上を図るため、農業集落排水事業について市民の理解を得るよう普及啓発活動を実施するとともに、併せて市の補助金等の活用について周知し、水洗化の促進を図ってまいります。



※ R6年(2024年)度の減少は、南郷農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R7年(2025年)度の減少は、大川口農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R11年(2029年)度の減少は、高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

### ウ 企業債及び繰入金に関する目標

資本費平準化債については、発行可能額以内で計画しています。一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### ア 民間活力の活用

処理施設及びマンホールポンプの維持管理業務を5年ごとの長期継続契約により包括的民間委託をしています。

### イ 修繕費に関する事項

施設管理費については、包括的民間委託などにより計画的な修繕を行い、増加傾向にある修繕費の抑制を図ることから、今後も横ばいで推移するものとして計上しています。

## ウ その他

これまで、平成24年（2012年）度に金成沢辺農業集落排水処理施設、令和2年（2020年）度に若柳大袋農業集落排水処理施設を廃止し、流域下水道に接続し、施設の統廃合を進めてまいりました。令和6年（2024年）度に志波姫南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に一迫大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に一迫高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入を計画しており、収入では編入による当該地区分の使用料の減を見込んでいます。また、支出では同施設の廃止に伴う撤去費用などの経費を見込んでいます。

### (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

##### ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費が増加することから、将来における所要の更新費用を反映しつつ、また、経済的かつ効率的な事業運営を図るため、令和6年（2024年）度に志波姫南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に一迫大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に一迫高橋農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ編入する予定です。

#### イ 投資の平準化に関する事項

資本費平準化債は投資・財政計画（収支計画）にすべて反映済です。

※「資本費化債」とは、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより、後年度に負担を繰り延べし、将来にわたって負担を平準化するもの。（起債償還のための起債）

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

##### ア 使用料の見直しに関する事項

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております

#### イ 資産活用による収入増加の取組について

マンホールポンプ、施設の活用は、ありません。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

##### ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続し、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

#### イ 修繕費に関する事項

物価上昇等に伴う影響額を見込むとともに、計画的な施設のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努めます。

#### ウ 委託費に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続するとともに、必要に応じて物価上昇等に伴う動力費等の影響額を見込みます。また、委託による効率的な運用が図られる事項などの検討を行ってまいります。

#### エ その他の取組

水洗化促進、収納率向上などを図るため、市民に対して農業集落排水事業の普及啓発に取り組みます。

### 4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

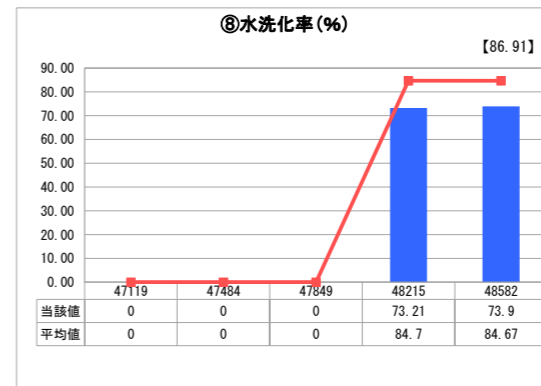
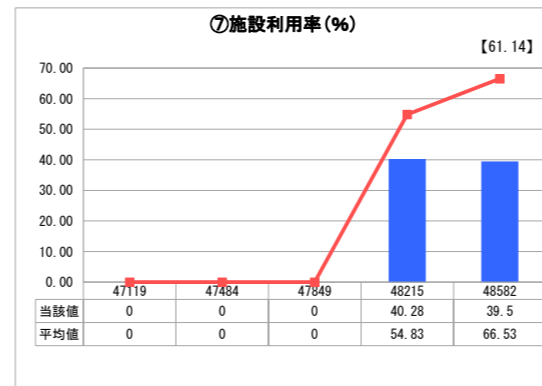
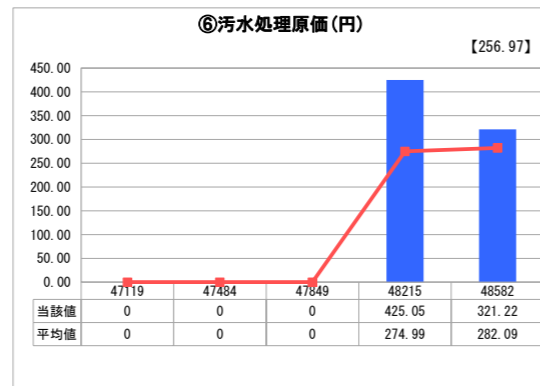
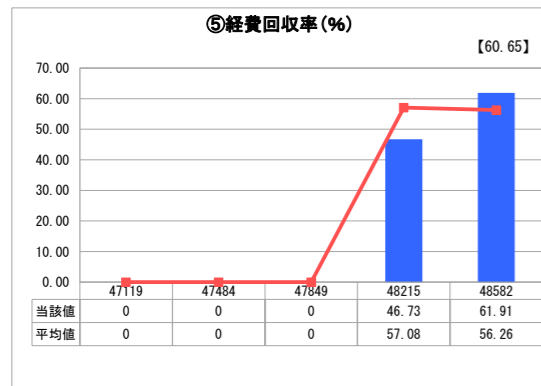
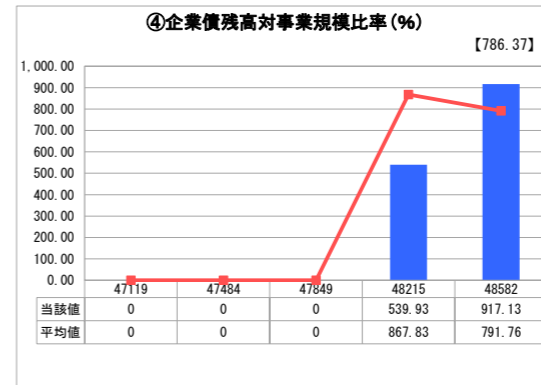
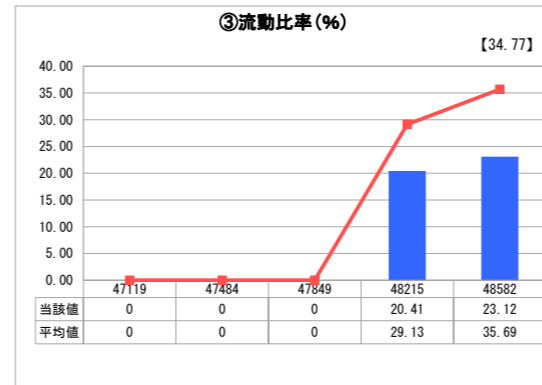
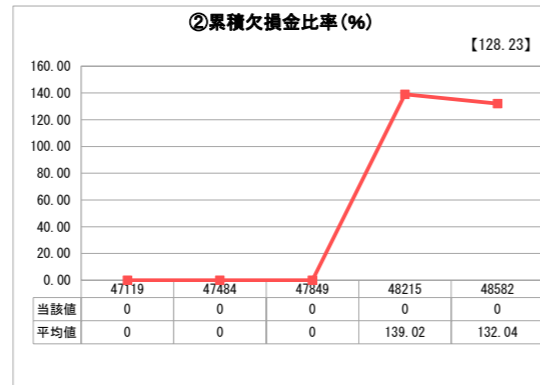
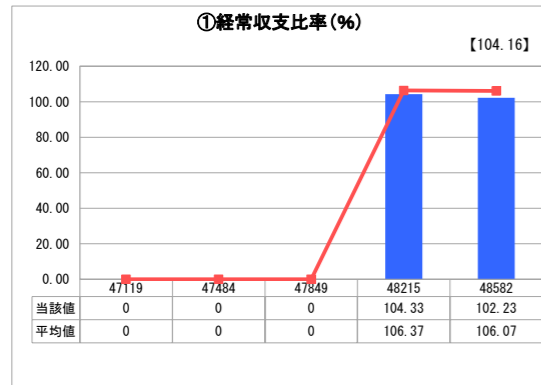
宮城県 栗原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	62.63	3.98	90.91	4,070

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,552	4.79	532.78

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

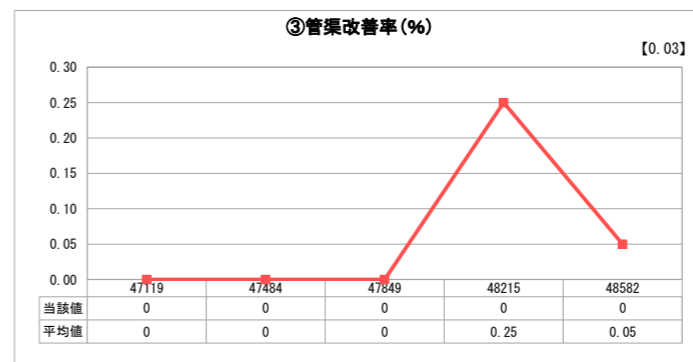
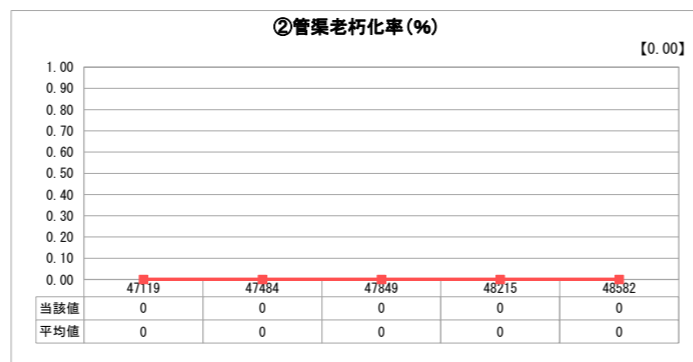
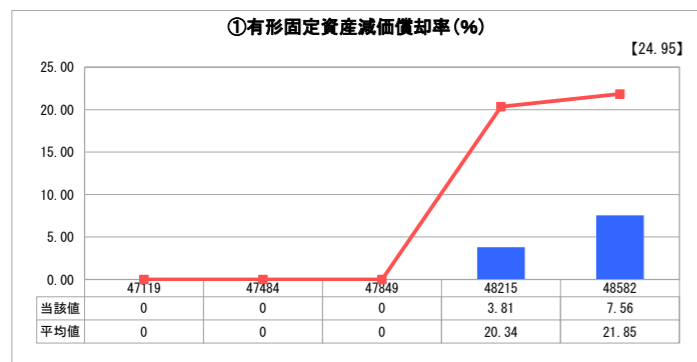
### 1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率102.23%  
経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では黒字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。
- ② 流動比率23.12%  
短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を下回っている。これは企業債の償還金が多いためであり、より支払い能力を高めるため経営改善を図っていく必要がある。
- ③ 企業債残高対事業規模比率917.13%  
類似団体平均を上回っているが、順次企業債の償還が進んでいくことから今後は改善していく見込みとしている。
- ④ 経費回収率61.91%  
回収すべき汚水処理費を使用料で賄えず、より一層の収入の確保と汚水処理に係る費用の節減に努める必要がある。
- ⑤ 汚水処理原価321.22円  
汚水処理に要した1m<sup>3</sup>あたり費用は、類似団体と比較して高くなっているため、より効率的な汚水処理と水洗化人口の増加等に伴う有収水量を増やす取り組みが必要である。
- ⑥ 施設利用率39.50%  
類似団体と比較し平均値を下回っている。
- ⑦ 水洗化率73.90%  
類似団体と比較し平均値を下回っており、施設利用者の増加と水洗化の促進が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

- ① 有形固定資産減価償却率7.56%  
償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。  
農業集落排水事業は、平成6年4月から供用開始し、28年が経過している。老朽化の各指標を参考にしつつも、他団体との比較や数値に捉われないこと、ストックマネジメントを実施し、老朽化の実態を把握したうえで、効果的な対応を図る必要がある。

## 2. 老朽化の状況



### 全体総括

持続可能な事業の運営を図るため、事業の投資効果を意識した発注及び施工に努め、老朽化する管渠及び処理施設の長寿命化対策に取り組み、今後、老朽化が急速に見込まれる設備機器の更新をすることで、その機能や性能を維持し、未然の事故防止につなげるとともに、健全な農業集落排水事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、農業集落排水処理施設を流域下水道へ接続することで、施設の統廃合を進め、効率的で効果的な施設形態を目指し、健全な事業経営につなげていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
区 分	1.	営業収益 (A)	30,980	30,340	29,843	17,893	14,999	16,320
	(1)	料金収入	30,966	30,333	29,835	17,885	14,991	16,312
	(2)	受託工事収益 (B)						
	(3)	その他	14	7	8	8	8	8
	2.	営業外収益	197,655	178,766	173,195	80,553	72,046	68,983
	(1)	補助金	101,803	96,150	95,093	50,714	43,678	41,075
		他会計補助金	101,803	96,150	95,093	50,714	43,678	41,075
		その他補助金	0	0	0	0	0	0
	(2)	長期前受金戻入	95,839	82,616	78,102	29,839	28,368	27,908
	(3)	その他	13	0	0	0	0	0
		収入計 (C)	228,635	209,106	203,038	98,446	87,045	85,303
	1.	営業費用	201,284	188,109	185,656	88,257	78,853	77,888
	(1)	職員給与費	0	0	0	0	0	0
		基本給	0	0	0	0	0	0
		退職給付費						
	その他	0	0	0	0	0	0	
(2)	経費	43,134	50,979	56,657	32,016	25,663	25,663	
	動力費							
	修繕費	6,785	11,800	12,924	7,424	5,853	5,853	
	材料費							
	その他	36,349	39,179	43,733	24,592	19,810	19,810	
(3)	減価償却費	158,150	137,130	128,999	56,241	53,190	52,225	
2.	営業外費用	22,367	20,907	17,292	10,099	8,102	7,325	
(1)	支払利息	20,806	20,907	17,292	10,099	8,102	7,325	
(2)	その他	1,561	0	0	0	0	0	
	支出計 (D)	223,651	209,016	202,948	98,356	86,955	85,213	
	経常損益 (C)-(D) (E)	4,984	90	90	90	90	90	
	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	
	特別損失 (G)	10	90	90	90	90	90	
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 10	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	
	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	4,974	0	0	0	0	0	
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	13,953	13,953	13,953	13,953	13,953	13,953	
	流動資産 (J)	41,088	39,472	37,078	37,078	37,078	37,078	
	うち未収金	7,381	0	0	0	0	0	
	流動負債 (K)	177,682	184,510	108,743	72,088	88,684	89,688	
	うち建設改良費分	173,738	180,566	104,799	68,144	84,740	85,744	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	うち未払金	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944	
	累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
	営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	30,980	30,340	29,843	17,893	14,999	16,320	
	地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )							
	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
	健全化法施行令第17条により算定した模範事業の規 (P)							
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )							

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		年 度					
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	16,141	15,945	13,134	12,973	12,813	
	(1) 料金収入	16,133	15,937	13,126	12,965	12,805	
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他	8	8	8	8	8	
	2. 営業外収益	67,482	65,247	49,268	48,735	48,231	
	(1) 補助金	39,967	38,499	27,619	27,086	26,582	
	他会計補助金	39,967	38,499	27,619	27,086	26,582	
	その他補助金	0	0	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入	27,515	26,748	21,649	21,649	21,649	
	(3) その他	0	0	0	0	0	
	収入計 (C)	83,623	81,192	62,402	61,708	61,044	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	77,004	75,328	58,431	58,431	58,431
		(1) 職員給与費	0	0	0	0	0
		基本給	0	0	0	0	0
		退職給付費					
その他		0	0	0	0	0	
(2) 経費		25,663	25,663	19,927	19,927	19,927	
動力費							
修繕費		5,853	5,853	4,435	4,435	4,435	
材料費							
その他		19,810	19,810	15,492	15,492	15,492	
(3) 減価償却費		51,341	49,665	38,504	38,504	38,504	
2. 営業外費用		6,529	5,774	3,881	3,187	2,523	
(1) 支払利息		6,529	5,774	3,881	3,187	2,523	
(2) その他		0	0	0	0	0	
支出計 (D)		83,533	81,102	62,312	61,618	60,954	
経常損益 (C)-(D) (E)	90	90	90	90	90		
特別利益 (F)	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)	90	90	90	90	90		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90		
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	0	0	0	0	0		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	13,953	13,953	13,953	13,953	13,953		
流 動 資 産 (J)	37,078	37,078	37,078	37,078	37,078		
	うち未収金	0	0	0	0		
	流 動 負 債 (K)	89,428	75,082	71,045	63,943	45,284	
		うち建設改良費分	85,484	71,138	67,101	59,999	41,340
うち一時借入金		0	0	0	0		
うち未払金	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	16,141	15,945	13,134	12,973	12,813		
地方財政法による (L) / (M) × 100							
健全化法施行令第16条により算定した健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (N)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )							

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資本的 収入	1. 企業債	75,800	83,900	84,100	61,300	17,200	51,400
	うち資本費平準化債	68,900	75,000	91,300	55,300	17,200	51,400
	2. 他会計出資金	35,121	44,049	45,551	17,097	26,122	9,023
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	120	60	20	0	0	0
	9. その他						
	計 (A)	111,041	128,009	129,671	78,397	43,322	60,423
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	111,041	128,009	129,671	78,397	43,322	60,423
資本的 支出	1. 建設改良費	6,930	8,970	0	0	0	0
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	167,756	173,739	180,566	104,799	68,144	84,740
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	174,686	182,709	180,566	104,799	68,144	84,740	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		63,645	54,700	50,895	26,402	24,822	24,317
補填財源	1. 損益勘定留保資金	63,021	54,702	50,897	26,402	24,822	24,317
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	624	△ 2	△ 2	0	0	0
計 (F)	63,645	54,700	50,895	26,402	24,822	24,317	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		1,464,573	1,374,735	1,285,469	731,968	586,150	537,529
資金残高		33,756	32,140	29,746	29,746	29,746	29,746

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		101,803	96,150	95,093	50,714	43,678	41,075
うち基準内繰入金		77,795	66,199	61,490	32,094	30,173	29,560
うち基準外繰入金		24,008	29,951	33,603	18,620	13,505	11,515
資本的収支分		35,121	44,049	45,551	17,097	26,122	9,023
うち基準内繰入金		1,610	1,610	1,610	928	732	732
うち基準外繰入金		33,511	42,439	43,941	16,169	25,390	8,291
合 計		136,924	140,199	140,644	67,811	69,800	50,098
うち基準内繰入金		79,405	67,809	63,100	33,022	30,905	30,292
うち基準外繰入金		57,519	72,390	77,544	34,789	38,895	19,806



# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的 収入	1. 企業債	52,400	52,300	46,200	42,900	34,200
	うち資本費平準化債	52,100	51,800	45,700	42,300	33,600
	2. 他会計出資金	9,518	10,267	8,083	7,346	8,944
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0
	9. その他					
	計 (A)	61,918	62,567	54,283	50,246	43,144
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	61,918	62,567	54,283	50,246	43,144
資本的 支出	1. 建設改良費	0	0	0	0	0
	うち職員給与費					
	2. 企業債償還金	85,744	85,484	71,138	67,101	59,999
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金					
	5. その他					
計 (D)	85,744	85,484	71,138	67,101	59,999	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		23,826	22,917	16,855	16,855	16,855
補填財源	1. 損益勘定留保資金	23,826	22,917	16,855	16,855	16,855
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0
計 (F)	23,826	22,917	16,855	16,855	16,855	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		488,938	440,956	314,466	274,953	236,094
資金残高		29,746	29,746	29,746	29,746	29,746

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的取支分		39,967	38,499	27,619	27,086	26,582
	うち基準内繰入金	28,963	27,858	20,489	20,489	20,489
	うち基準外繰入金	11,004	10,641	7,130	6,597	6,093
資本的取支分		9,518	10,267	8,083	7,346	8,944
	うち基準内繰入金	732	604	28	0	0
	うち基準外繰入金	8,786	9,663	8,055	7,346	8,944
合 計		49,485	48,766	35,702	34,432	35,526
	うち基準内繰入金	29,695	28,462	20,517	20,489	20,489
	うち基準外繰入金	19,790	20,304	15,185	13,943	15,037

# 栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市特定地域生活排水処理事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年（1999年）度（23年）
法適（全部・一部） 非適の区分	適用（令和2年（2020年）度から適用）
流域下水道等への接続 の有無	無
処理区域内人口密度	102.7 人/ha
処理区数	1区（築館、若柳、栗駒、高清水、一迫、瀬峰、 金成、志波姫、花山地区のうち、下水道処理区域 以外の区域）
処理場数	2,531基（令和3年（2021年）度末現在）
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特定地域生活排水処理事業の計画区域については、下 水道事業計画変更などに合わせ見直しを行い、経済的 かつ効率的な設定となるよう最適化を図っている。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

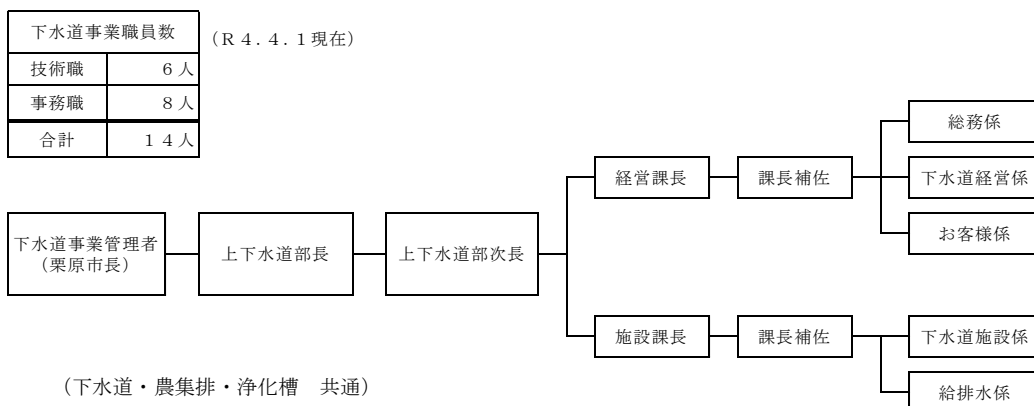
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料 体系の概要・考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保</li> <li>(2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担</li> </ol> </li> <li>2 基本料金             <p>下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m<sup>3</sup>までを基本料金として負担いただいております。</p> </li> <li>3 逓増型の従量料金             <p>汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> </li> <li>4 自家水使用者について             <p>自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> </li> <li>5 料金改定             <p>公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。</p> </li> </ol>														
<p>業務用使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料（20m<sup>3</sup>あたり） *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料（20m<sup>3</sup>あたり） *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,801円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,351円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,375円</td> </tr> </table>	令和元年度	3,801円	令和2年度	4,351円	令和3年度	4,375円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	3,801円														
令和2年度	4,351円														
令和3年度	4,375円														

## ③ 組織



## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

契約期間を5年間とする長期継続契約により、全ての浄化槽の点検・管理業務において、人槽毎に適正な点検回数を設定し、民間業者に委託しています。

### ② 資産活用の状況

合併処理浄化槽は個人の土地に設置されているため、活用はできません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

特定地域生活排水処理事業の持続可能な健全経営の確保のためには、浄化槽の維持管理経費及び更新費用を使用料収入で賄えることが必須であると考えます。そのため、今後は浄化槽の維持管理形態の見直しを行い、更なる経費削減を目指します。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

## 2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

### (1) 適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う企業債元利償還金の負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営状況にあるため、浄化槽の点検回数の見直しなど、適正な事業運営を行います。

### (2) 効率的な事業執行

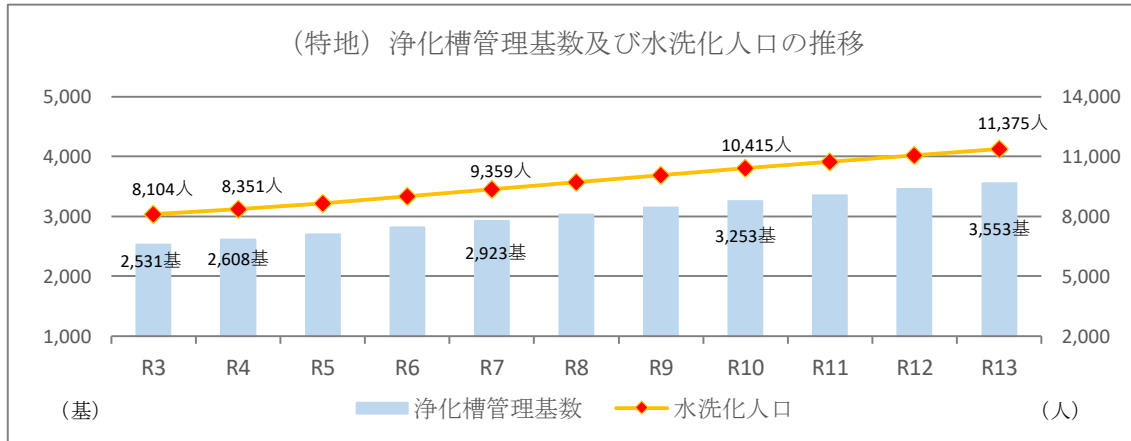
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により、より効率的かつ適正な業務委託を行います。

### (3) 水洗化の促進

河川・湖沼などの水質保全のため、浄化槽未接続者へ市独自の各種補助制度「水洗便所等改造資金利子補給制度」及び「単独浄化槽切替助成事業補助金制度」並びに「浄化槽設置整備事業補助金制度」を周知し、水洗化の促進に努めます。

(4) 浄化槽管理基数及び水洗化人口の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口が1,908人でしたが、令和3年（2021年）度末には8,104人までに推移しています。



3 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

ア 投資に関する目標

計画期間中の国庫補助事業に関しては、年度あたり100基程度の浄化槽設置を目標に計画しています。

イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

計画期間中に耐用年数に達する浄化槽はありませんが、継続して適正な維持管理を行い、更新時期の延長に努めます。

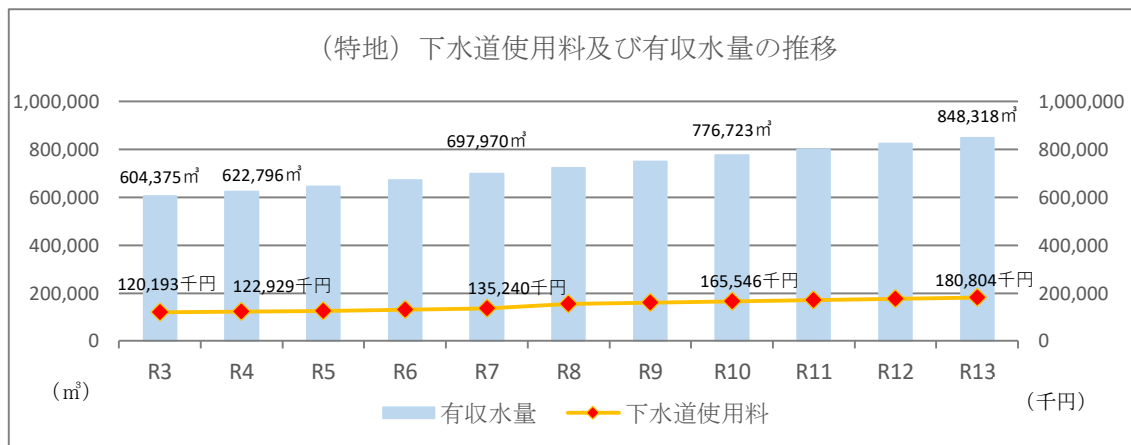
② 収支計画のうち財源についての説明

ア 財源に関する目標

浄化槽設置費用の財源は、国庫補助金及び企業債を活用して収入を確保する計画であるため、確実な使用料徴収に努めます。

イ 使用料収入の見通しに関する目標

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。



ウ 企業債及び繰入金に関する目標

建設改良に伴い、下水道事業債の借入を計画しております。

一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 民間の活力の活用に関する事項

今後も継続して点検管理委託を行う予定であるため、現在の設置基数に新規設置見込基数を加えて計上しています。

イ 修繕費及び委託費に関する事項

設置基数の増加に併せ、微増で推移する見込みです。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

イ 資産活用による収入増加の取組について

合併処理浄化槽は個人の土地に設置されているため、活用はできません。

## ② 投資以外の経費についての考え方・検討状況

### ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している民間委託を継続しつつ、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

### イ 修繕費に関する事項

主にブロワーなどの消耗部品交換であり、今後も老朽化に伴い、修繕基数の増が見込まれることから適正な維持管理を実施し、修繕費の抑制に努めます。

### ウ 委託費に関する事項

現在実施している民間委託を継続し、さらに効率的な委託の導入が可能な事項についての検討を行います。

### エ その他の取組

さらなる収納率の向上に努めます。

## 4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

宮城県 栗原市

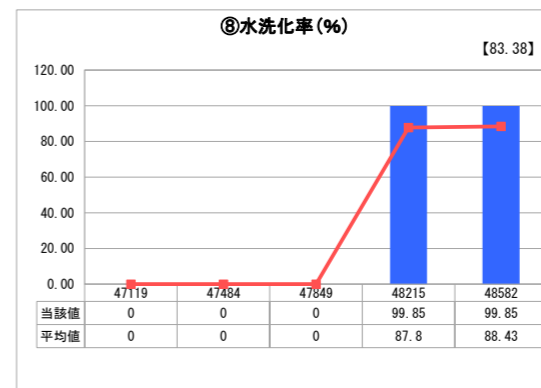
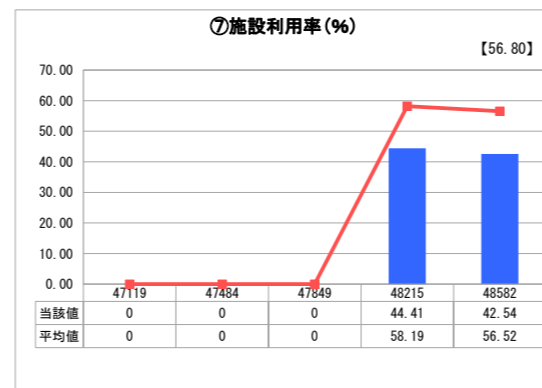
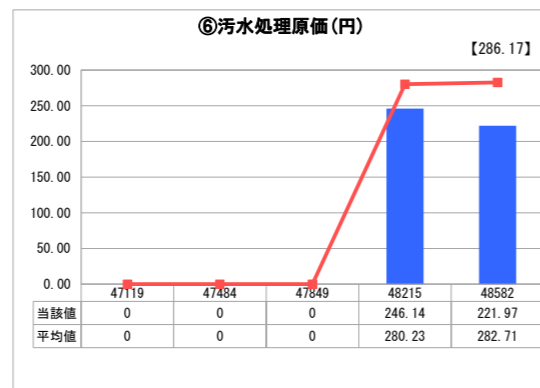
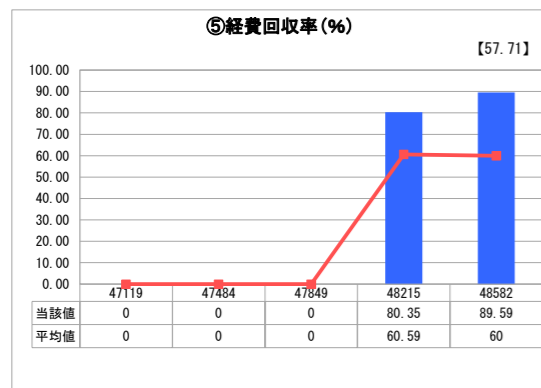
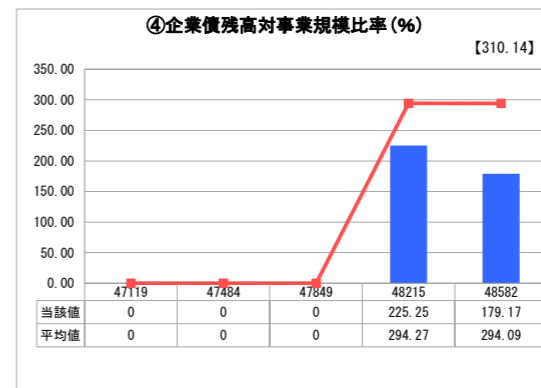
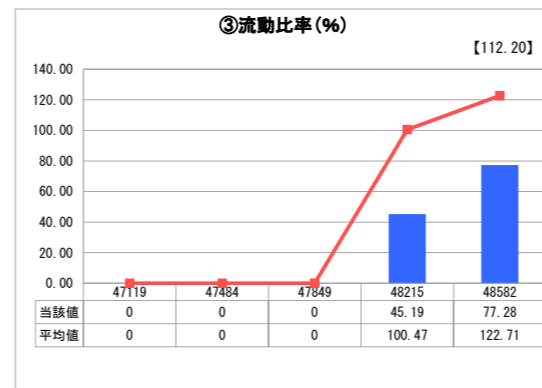
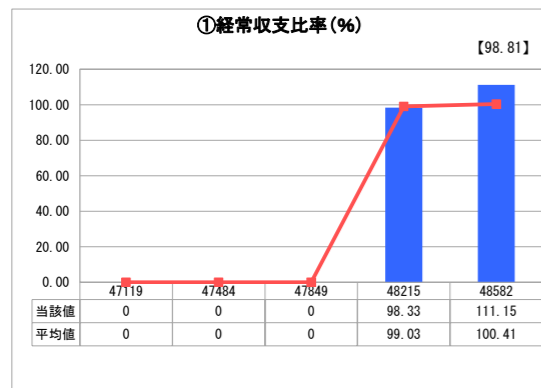
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	46.07	12.66	100.00	4.070

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
8,116	0.79	10,273.42

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

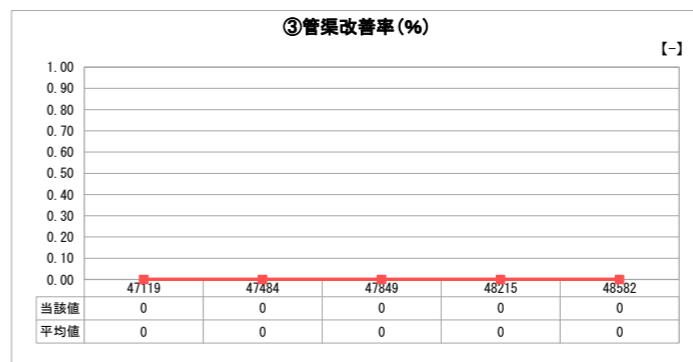
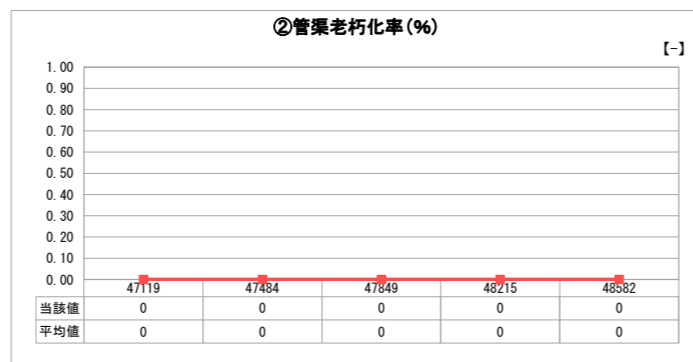
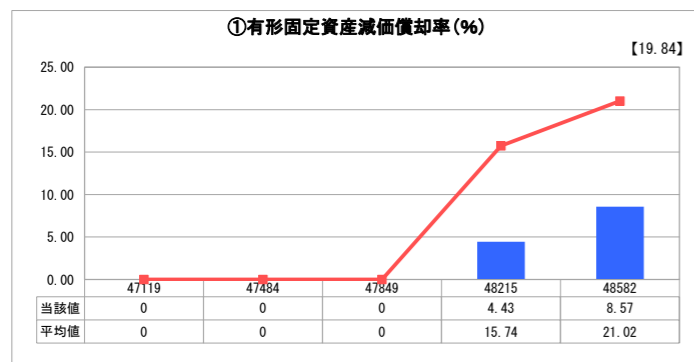
### 1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率111.15%  
経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では赤字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。
- ② 流動比率77.28%  
短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を下回っている。これは企業債の償還金が多いためであり、より支払い能力を高めるため経営改善を図っていく必要がある。
- ③ 企業債残高対事業規模比率179.17%  
類似団体平均を下回っており、順次企業債の償還が進んでいることから今後も改善していく見込みとしている。
- ④ 経費回収率89.59%  
類似団体と比べ経費回収率平均値を上回っているが、回収すべき汚水処理費を使用料で賄っておらず、より一層の収入確保及び建設、維持管理に係る費用の節減に努める必要がある。
- ⑤ 汚水処理原価221.97円  
汚水処理に要した1m<sup>3</sup>あたり費用は、類似団体と比較し低い状況にある。
- ⑥ 施設利用率42.54%  
類似団体と比較し平均値を下回っている。
- ⑦ 水洗化率99.85%  
類似団体と比較し平均値を上回っている。

### 2. 老朽化の状況について

- ① 有形固定資産減価償却率8.57%  
償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。  
特定地域生活排水処理事業は、公共下水道区域又は農業集落排水処理区域以外の区域を対象としている事業で、平成11年12月から供用開始し、最も古い市設置型浄化槽は21年が経過している。

## 2. 老朽化の状況



### 全体総括

特定地域生活排水処理事業の持続可能な健全経営の確保のためには、浄化槽の維持管理経費を使用料収入で賄うことが望ましい。  
しかしながら、人口減少等による使用料収入の減少や修繕費用の増加など、経営環境は厳しさを増していくことから、将来にわたって安定的な事業をしていくためには、自らの経営についての確かな現状把握を行うことが必要不可欠である。  
今後、健全かつ持続可能な特定地域生活排水処理事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、効率的かつ適切な維持管理を行い、経営の健全化に努めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円、%)

区 分		年 度	令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		120,253	122,962	125,101	130,186	135,271	154,389
	(1) 料 金 収 入		120,193	122,929	125,070	130,155	135,240	154,358
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
	(3) そ の 他		60	33	31	31	31	31
	2. 営 業 外 収 益		133,449	133,232	147,311	150,491	155,423	146,342
	(1) 補 助 金		92,026	93,385	105,581	106,942	109,960	98,964
	他 会 計 補 助 金		91,812	93,025	105,464	106,825	109,843	98,847
	そ の 他 補 助 金		214	360	117	117	117	117
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		41,419	39,847	41,730	43,549	45,463	47,378
	(3) そ の 他		4	0	0	0	0	0
	収 入 計 (C)		253,702	256,194	272,412	280,677	290,694	300,731
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		217,404	246,999	263,272	270,865	280,879	290,893
	(1) 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0
	基 本 給		0	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 費							
	そ の 他		0	0	0	0	0	0
	(2) 経 費		130,528	156,775	170,686	174,742	181,209	187,676
	動 力 費							
	修 繕 費		5,614	13,490	14,480	15,064	15,648	16,232
	材 料 費							
	そ の 他		124,914	143,285	156,206	159,678	165,561	171,444
(3) 減 価 償 却 費		86,876	90,224	92,586	96,123	99,670	103,217	
2. 営 業 外 費 用		10,846	9,014	8,959	9,631	9,634	9,657	
(1) 支 払 利 息		9,340	9,014	8,959	8,631	8,634	8,657	
(2) そ の 他		1,506	0	0	1,000	1,000	1,000	
	支 出 計 (D)		228,250	256,013	272,231	280,496	290,513	300,550
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		25,452	181	181	181	181	181
	特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)		6,379	181	181	181	181	181
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 6,379	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181
	当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		19,073	0	0	0	0	0
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		28,227	28,227	28,227	28,227	28,227	28,227
	流 動 資 産 (J)		61,758	59,507	57,096	57,096	57,096	57,096
	う ち 未 収 金		27,353	0	0	0	0	0
	流 動 負 債 (K)		79,915	89,769	89,231	85,604	82,416	77,314
	う ち 建 設 改 良 費 分		67,627	77,481	76,943	73,316	70,128	65,026
	う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0
	う ち 未 払 金		12,288	12,288	12,288	12,288	12,288	12,288
	累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		120,253	122,962	125,101	130,186	135,271	154,389
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )							
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )							

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	159,983	165,577	170,663	175,749	180,835
	(1) 料 金 収 入	159,952	165,546	170,632	175,718	180,804
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	31	31	31	31	31
	2. 営 業 外 収 益	150,792	154,891	158,321	161,025	163,751
	(1) 補 助 金	101,500	103,884	105,831	107,339	108,863
	他 会 計 補 助 金	101,383	103,767	105,714	107,222	108,746
	そ の 他 補 助 金	117	117	117	117	117
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	49,292	51,007	52,490	53,686	54,888
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	収 入 計 (C)	310,775	320,468	328,984	336,774	344,586
	1. 営 業 費 用	300,906	310,572	319,072	326,917	334,808
	(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0
	基 本 給	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 費					
	そ の 他	0	0	0	0	0
	(2) 経 費	194,143	200,610	206,489	212,368	218,247
	動 力 費					
	修 繕 費	16,816	17,400	17,931	18,462	18,993
材 料 費						
そ の 他	177,327	183,210	188,558	193,906	199,254	
(3) 減 価 償 却 費	106,763	109,962	112,583	114,549	116,561	
2. 営 業 外 費 用	9,688	9,715	9,731	9,676	9,597	
(1) 支 払 利 息	8,688	8,715	8,731	8,676	8,597	
(2) そ の 他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
支 出 計 (D)	310,594	320,287	328,803	336,593	344,405	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	181	181	181	181	181	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	181	181	181	181	181	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	28,227	28,227	28,227	28,227	28,227	
流 動 資 産 (J)	57,096	57,096	57,096	57,096	57,096	
う ち 未 収 金	0	0	0	0	0	
流 動 負 債 (K)	73,421	71,276	69,142	65,315	60,084	
う ち 建 設 改 良 費 分	61,133	58,988	56,854	53,027	47,796	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	12,288	12,288	12,288	12,288	12,288	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	159,983	165,577	170,663	175,749	180,835	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 規 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )						

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(決算)							
資本的収入	1. 企業債			36,500	22,400	51,500	55,400	55,400	55,400
		うち資本費平準化債		0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金			11,804	17,530	21,998	19,365	14,105	9,285
	3. 他会計補助金			0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金								
	5. 他会計借入金								
	6. 国(都道府県)補助金			57,296	51,851	42,480	52,941	52,941	52,941
	7. 固定資産売却代金								
	8. 工事負担金			19,754	14,221	17,102	12,040	12,040	12,040
	9. その他								
		計 (A)		125,354	106,002	133,080	139,746	134,486	129,666
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
		純計 (A)-(B) (C)		125,354	106,002	133,080	139,746	134,486	129,666
資本的支出	1. 建設改良費			113,628	88,565	111,144	120,416	120,416	120,416
		うち職員給与費							
	2. 企業債償還金			65,699	67,628	77,481	76,943	73,316	70,128
	3. 他会計長期借入返還金			0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金								
	5. その他								
	計 (D)		179,327	156,193	188,625	197,359	193,732	190,544	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			53,973	50,191	55,545	57,613	59,246	60,878	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			50,659	48,152	50,856	52,574	54,207	55,839
	2. 利益剰余金処分量			0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金			0	0	0	0	0	0
	4. その他			3,314	2,039	4,689	5,039	5,039	5,039
	計 (F)		53,973	50,191	55,545	57,613	59,246	60,878	
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)									
企業債残高 (H)			1,002,123	985,896	963,816	942,273	924,357	909,629	
資金残高			34,452	32,201	29,790	29,790	29,790	29,790	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(決算)							
収益的収支分			91,812	93,025	105,464	106,825	109,843	98,847	
		うち基準内繰入金	56,520	57,176	56,990	61,175	63,075	64,974	
		うち基準外繰入金	35,292	35,849	48,474	45,650	46,768	33,873	
資本的収支分			11,804	17,530	21,998	19,365	14,105	9,285	
		うち基準内繰入金	765	765	765	765	765	690	
		うち基準外繰入金	11,039	16,765	21,233	18,600	13,340	8,595	
合 計			103,616	110,555	127,462	126,190	123,948	108,132	
		うち基準内繰入金	57,285	57,941	57,755	61,940	63,840	65,664	
		うち基準外繰入金	46,331	52,614	69,707	64,250	60,108	42,468	

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入	1. 企業債	55,400	55,400	50,364	50,364	50,364
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	2,551	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国（都道府県）補助金	52,941	52,941	48,128	48,128	48,128
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	12,040	12,040	10,945	10,945	10,945
	9. その他					
	計 (A)	122,932	120,381	109,437	109,437	109,437
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	122,932	120,381	109,437	109,437	109,437
資本的支出	1. 建設改良費	120,416	120,416	109,469	109,469	109,469
	うち職員給与費					
	2. 企業債償還金	65,026	61,133	58,988	56,854	53,027
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金					
	5. その他					
計 (D)	185,442	181,549	168,457	166,323	162,496	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		62,510	61,168	59,020	56,886	53,059
補填財源	1. 損益勘定留保資金	57,471	56,129	54,439	52,305	48,478
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0
	4. その他	5,039	5,039	4,581	4,581	4,581
計 (F)	62,510	61,168	59,020	56,886	53,059	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		900,003	893,166	883,275	875,505	871,551
資金残高		29,790	29,790	29,790	29,790	29,790

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支分		101,383	103,767	105,714	107,222	108,746
	うち基準内繰入金	66,873	68,600	69,924	70,820	71,762
	うち基準外繰入金	34,510	35,167	35,790	36,402	36,984
資本的収支分		2,551	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	690	640	200	0	0
	うち基準外繰入金	1,861	△ 640	△ 200	0	0
合 計		103,934	103,767	105,714	107,222	108,746
	うち基準内繰入金	67,563	69,240	70,124	70,820	71,762
	うち基準外繰入金	36,371	34,527	35,590	36,402	36,984

# 栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市個別排水処理事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年（1999年）度（23年）
法適（全部・一部） 非適の区分	適用（令和2年（2020年）度から適用）
流域下水道等への接続 の有無	無
処理区域内人口密度	62.2 人/ha
処理区数	1区（鶯沢地区のうち、下水道処理区域以外の区域）
処理場数	43基（令和3年（2021年）度末現在）
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当ありません。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

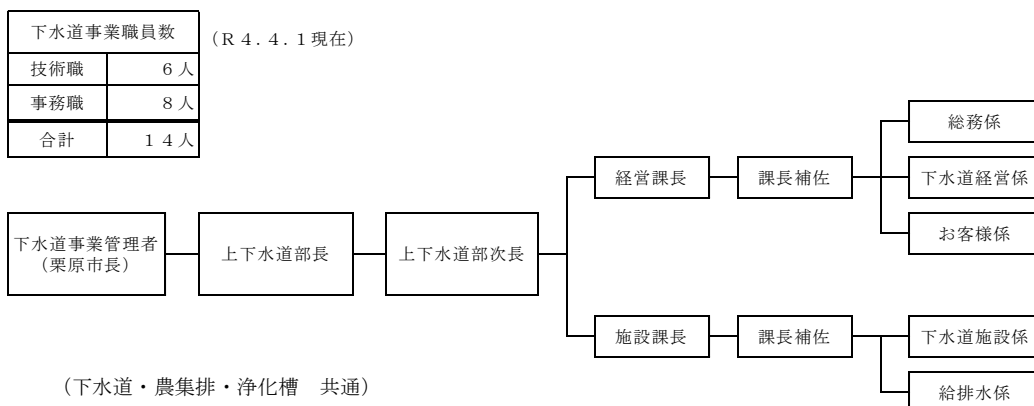
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保</li> <li>(2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担</li> </ol> </li> <li>2 基本料金             <p>下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m<sup>3</sup>までを基本料金として負担いただいております。</p> </li> <li>3 逓増型の従量料金             <p>汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> </li> <li>4 自家水使用者について             <p>自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> </li> <li>5 料金改定             <p>公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。</p> </li> </ol>														
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料（20m<sup>3</sup>あたり） *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料（20m<sup>3</sup>あたり） *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,265円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,388円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,438円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,265円	令和2年度	4,388円	令和3年度	4,438円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	4,265円														
令和2年度	4,388円														
令和3年度	4,438円														

## ③ 組織



## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

契約期間を5年間とする長期継続契約により、全ての浄化槽の点検・管理業務において、人槽毎に適正な点検回数を設定し、民間業者に委託しています。

### ② 資産活用の状況

合併処理浄化槽は個人の土地に設置されているため、活用はできません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

個別排水処理事業の持続可能な健全経営の確保のためには、浄化槽の維持管理経費及び更新費用を使用料収入で賄えることが必須であると考えます。そのため、今後は浄化槽の維持管理形態の見直しを行い、更なる経費削減を目指します。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

## 2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

### (1) 適切で計画的な事業執行

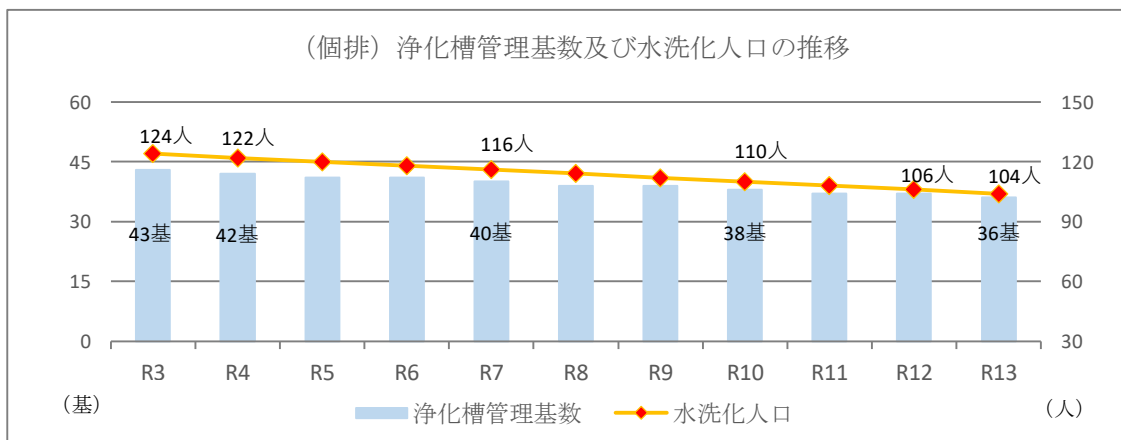
これまでの建設投資に伴う企業債元利償還金の負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営状況にあるため、浄化槽の点検回数の見直しなど、適正な事業運営を行います。

### (2) 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により、より効率的かつ適正な業務委託を行います。

### (3) 浄化槽管理基数及び水洗化人口の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口が143人でしたが、令和3年（2021年）度末には124人までに推移しています。



### 3 投資・財政計画（収支計画）

#### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

#### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

###### ア 投資に関する目標

個別排水処理事業区域内の整備は概成しているため、新たな投資の計画はありません。

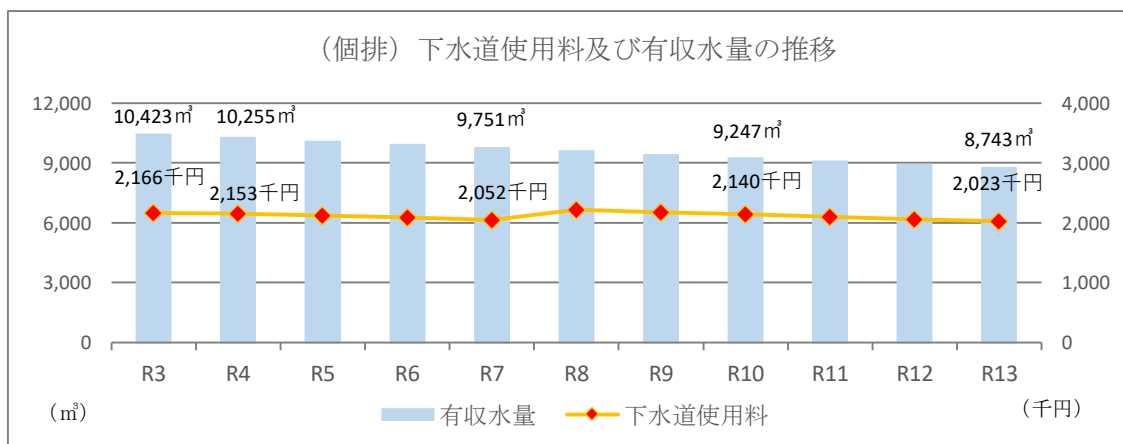
###### イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

計画期間中に耐用年数に達する浄化槽はありませんが、継続して適正な維持管理を行い、更新時期の延長に努めます。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

###### ア 使用料収入の見通しに関する目標

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。



###### イ 繰入金に関する目標

一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

###### ア 民間の活力の活用に関する事項

現在の委託費用を基に算定しています。

###### イ 修繕費及び委託費に関する事項

令和4年（2022年）度予算を基準として算定し、基数の伸びが無いことから、令和5年（2023年）度以降についても同額での推移としています。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

イ 資産活用による収入増加の取組について

合併処理浄化槽は個人の土地に設置されているため、活用はできません。

② 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している民間委託を継続しつつ、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

イ 修繕費に関する事項

主にブロワーなどの消耗部品交換であり、今後も老朽化に伴い、修繕基数の増が見込まれることから適正な維持管理を実施し、修繕費の抑制に努めます。

ウ 委託費に関する事項

現在実施している民間委託を継続し、さらに効率的な委託の導入が可能な事項についての検討を行います。

エ その他の取組

さらなる収納率の向上に努めます。

#### 4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

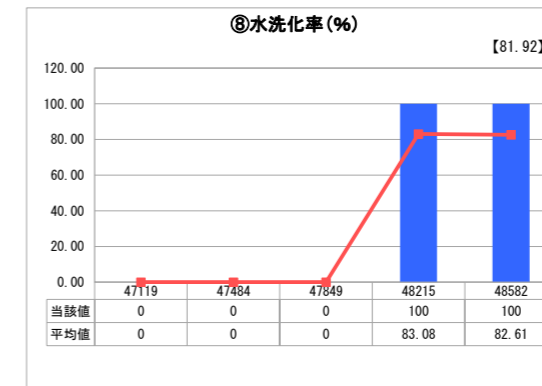
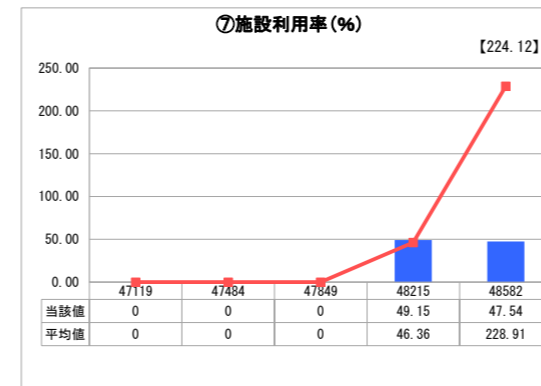
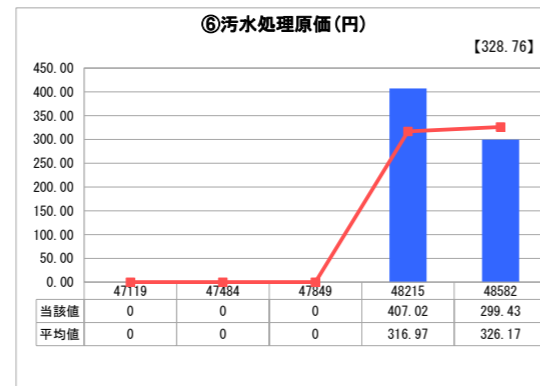
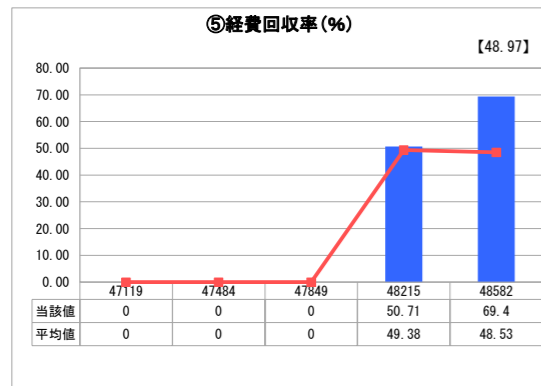
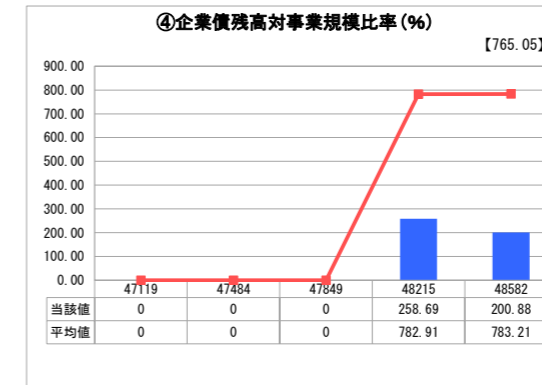
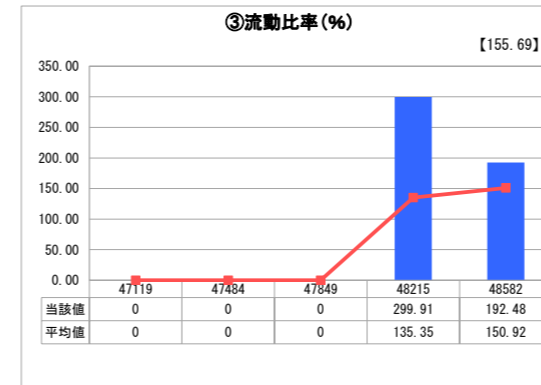
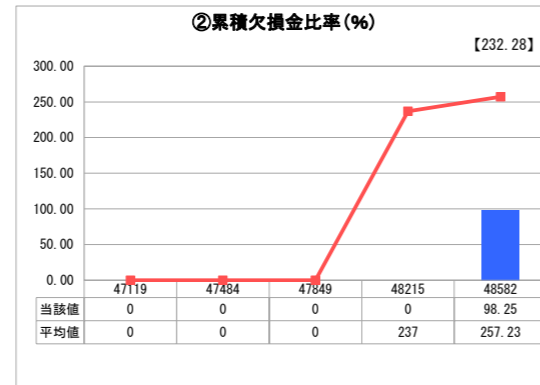
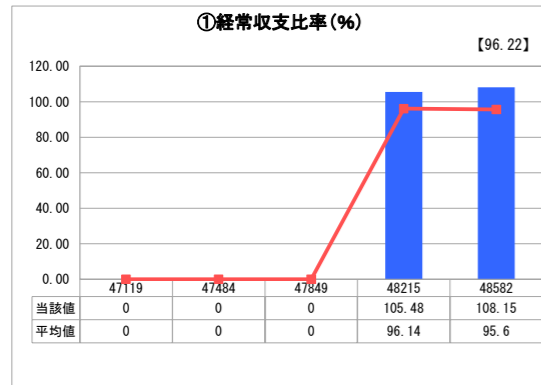
宮城県 栗原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	9.47	0.19	100.00	4,070

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
124	0.02	6,200.00

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

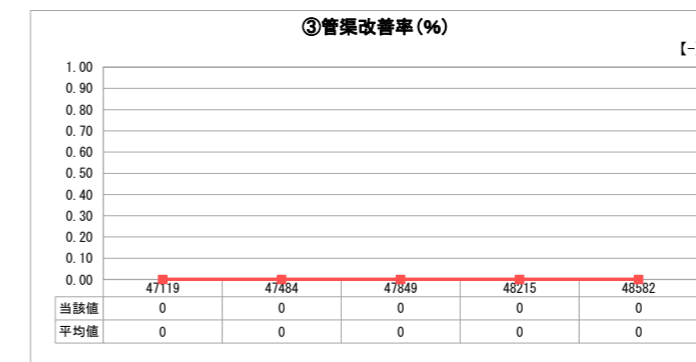
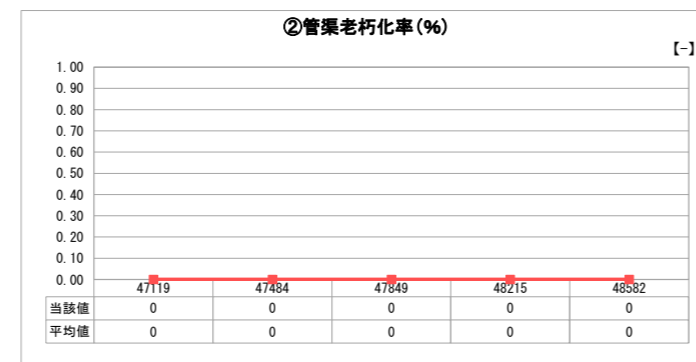
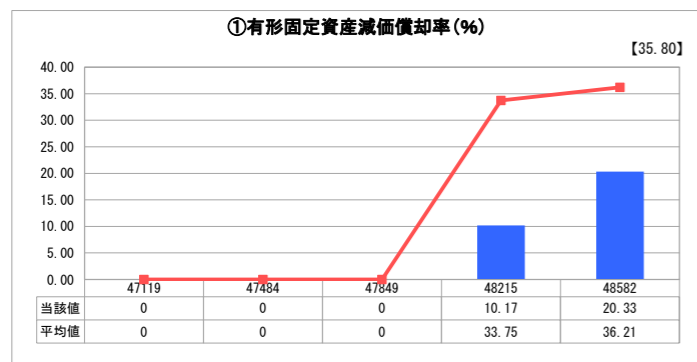
### 1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率108.15%  
経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では黒字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。
- ② 累積欠損比率98.25%  
平均値より低いものの欠損金が発生している状況である。経費の削減を行い改善を図っていく必要がある。
- ③ 流動比率192.48%  
短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を上回っている状況である。
- ④ 企業債残高対事業規模比率200.88%  
類似団体平均を下回っており、順次企業債の償還が進んでいることから今後も改善していく見込みとしている。
- ⑤ 経費回収率69.40%  
回収すべき汚水処理費を使用料で賄っておらず、より一層の収入確保及び建設、維持管理に係る費用の節減に努める必要がある。
- ⑥ 汚水処理原価299.43円  
汚水処理に要した1m<sup>3</sup>あたり費用は、類似団体と比較し低く、より効率的な方策が必要である。
- ⑦ 施設利用率47.54%  
類似団体と比較し平均値を下回っている。
- ⑧ 水洗化率100%  
類似団体と比較し平均値を上回っている。

### 2. 老朽化の状況について

- ① 有形固定資産減価償却率20.33%  
償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。  
個別排水処理事業は、公共下水道区域又は農業集落排水処理区域以外の区域を対象としている事業で、平成11年3月から供用開始し、最も古い市設置型浄化槽は22年が経過している。

## 2. 老朽化の状況



### 全体総括

個別排水処理事業の持続可能な健全経営の確保のためには、浄化槽の維持管理経費を使用料収入で賄うことが望ましい。  
しかしながら、人口減少等による使用料収入の減少や修繕費用の増加など、経営環境は厳しさを増していくことから、将来にわたって安定的な事業をしていくためには、自らの経営についての確かな現状把握を行うことが必要不可欠である。  
今後、健全かつ持続可能な個別排水処理事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、効率のかつ適切な維持管理を行い、経営の健全化に努めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円、%)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
区 分	1.	営業収益 (A)	2,167	2,154	2,123	2,087	2,052	2,218
	(1)	料金収入	2,166	2,153	2,122	2,087	2,052	2,218
	(2)	受託工事収益 (B)						
	(3)	その他	1	1	1	0	0	0
	2.	営業外収益	3,301	3,368	3,685	3,681	3,596	3,310
	(1)	補助金	2,985	3,053	3,370	3,366	3,281	2,995
		他会計補助金	2,985	3,053	3,370	3,366	3,281	2,995
		その他補助金	0	0	0	0	0	0
	(2)	長期前受金戻入	315	315	315	315	315	315
	(3)	その他	1	0	0	0	0	0
	(4)	収入計 (C)	5,468	5,522	5,808	5,768	5,648	5,528
	1.	営業費用	4,639	5,177	5,502	5,502	5,423	5,344
	(1)	職員給与費	0	0	0	0	0	0
		基本給	0	0	0	0	0	0
		退職給付費						
	その他	0	0	0	0	0	0	
(2)	経費	2,368	2,906	3,231	3,231	3,152	3,073	
	動力費							
	修繕費	291	438	584	584	570	556	
	材料費							
	その他	2,077	2,468	2,647	2,647	2,582	2,517	
(3)	減価償却費	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	
2.	営業外費用	417	345	306	266	225	184	
(1)	支払利息	383	345	306	266	225	184	
(2)	その他	34	0	0	0	0	0	
(3)	支出計 (D)	5,056	5,522	5,808	5,768	5,648	5,528	
(4)	経常損益 (C)-(D) (E)	412	0	0	0	0	0	
(5)	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	
(6)	特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	
(7)	特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	
(8)	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	412	0	0	0	0	0	
(9)	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	
(10)	流動資産 (J)	4,968	4,608	4,528	4,528	4,528	4,528	
	うち未収金	372	372	372	372	372	372	
(11)	流動負債 (K)	2,581	2,620	2,659	2,699	2,740	2,782	
	うち建設改良費分	2,213	2,253	2,292	2,332	2,373	2,415	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	うち未払金	367	367	367	367	367	367	
(12)	累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
(13)	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
(14)	営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,167	2,154	2,123	2,087	2,052	2,218	
(15)	地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )							
(16)	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
(17)	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
(18)	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
(19)	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )							

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,179	2,140	2,101	2,062	2,023
	(1) 料 金 収 入	2,179	2,140	2,101	2,062	2,023
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 収 益	3,154	2,576	1,858	1,330	978
	(1) 補 助 金	2,857	2,326	1,677	1,228	935
	他 会 計 補 助 金	2,857	2,326	1,677	1,228	935
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	297	250	181	102	43
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	収 入 計 (C)	5,333	4,716	3,959	3,392	3,001
	1. 営 業 費 用	5,191	4,617	3,901	3,364	2,990
	(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0
	基 本 給	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 費					
	そ の 他	0	0	0	0	0
	(2) 経 費	3,073	2,994	2,915	2,915	2,836
	動 力 費					
	修 繕 費	556	542	528	528	514
材 料 費						
そ の 他	2,517	2,452	2,387	2,387	2,322	
(3) 減 価 償 却 費	2,118	1,623	986	449	154	
2. 営 業 外 費 用	142	99	58	28	11	
(1) 支 払 利 息	142	99	58	28	11	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)	5,333	4,716	3,959	3,392	3,001	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	
流 動 資 産 (J)	4,528	4,528	4,528	4,528	4,528	
う ち 未 収 金	372	372	372	372	372	
流 動 負 債 (K)	2,815	2,295	1,505	1,029	558	
う ち 建 設 改 良 費 分	2,448	1,928	1,138	662	191	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	367	367	367	367	367	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,179	2,140	2,101	2,062	2,023	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )						

## 投資・財政計画

### (2) 資本的収支

(単位：千円)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区 分							
資本的収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	683	258	297	336	376	417
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0
	9. その他						
	計 (A)	683	258	297	336	376	417
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	683	258	297	336	376	417
資本的支出	1. 建設改良費	0	0	0	0	0	0
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	2,175	2,214	2,253	2,292	2,332	2,373
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	2,175	2,214	2,253	2,292	2,332	2,373	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,492	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,492	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (F)	1,492	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)	20,246	18,032	15,780	13,488	11,156	8,782	
資金残高	4,596	4,236	4,156	4,156	4,156	4,156	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区 分							
収益的収支分		2,985	3,053	3,370	3,366	3,281	2,995
	うち基準内繰入金	1,620	1,988	1,911	1,840	1,840	1,840
	うち基準外繰入金	1,365	1,065	1,459	1,526	1,441	1,155
資本的収支分		683	258	297	336	376	417
	うち基準内繰入金	683	258	297	336	376	417
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合計		3,668	3,311	3,667	3,702	3,657	3,412

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分						
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	594	1,075	1,123	791	551
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金					
	5. 他 会 計 借 入 金					
	6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0
	9. そ の 他					
計 (A)	594	1,075	1,123	791	551	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
純計 (A)-(B) (C)	594	1,075	1,123	791	551	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0
	うち 職員給与費					
	2. 企 業 債 償 還 金	2,415	2,448	1,928	1,138	662
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
5. そ の 他						
計 (D)	2,415	2,448	1,928	1,138	662	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,821	1,373	805	347	111	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,821	1,373	805	347	111
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0
計 (F)	1,821	1,373	805	347	111	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)	6,367	3,919	1,991	853	191	
資 金 残 高	4,156	4,156	4,156	4,156	4,156	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分						
収 益 的 取 支 分		2,857	2,326	1,677	1,228	935
	うち 基準内繰入金	1,713	1,292	758	327	105
	うち 基準外繰入金	1,144	1,034	919	901	830
資 本 的 取 支 分		594	1,075	1,123	791	551
	うち 基準内繰入金	594	1,075	1,123	791	551
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0
合計		3,451	3,401	2,800	2,019	1,486

## 投資・財政計画【全体】 （収支計画）

（単位：千円，％）

区 分		年 度	令和3年度 （ 決 算 ）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
収 益 的 収 入	1.	営業収益 (A)	681,956	678,793	683,762	685,289	686,609	757,093	758,809	760,352	761,251	761,979	763,510	
	(1)	料金収入	681,216	678,251	683,286	684,814	686,134	756,618	758,334	759,877	760,776	761,504	763,035	
	(2)	受託工事収益 (B)												
	(3)	その他	740	542	476	475	475	475	475	475	475	475	475	
	2.	営業外収益	1,811,341	1,718,386	1,737,181	1,743,091	1,731,640	1,647,739	1,631,717	1,619,390	1,633,930	1,621,038	1,610,452	
	(1)	補助金	1,053,318	1,008,313	1,051,543	1,058,489	1,046,436	961,715	945,636	932,855	946,672	933,940	923,222	
		他会計補助金	1,051,754	1,007,153	1,045,426	1,056,872	1,044,819	960,098	944,019	931,238	945,055	932,323	921,605	
		その他補助金	1,564	1,160	6,117	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	
	(2)	長期前受金戻入	757,492	709,933	685,498	684,462	685,064	685,884	685,941	686,395	687,118	686,958	687,090	
	(3)	その他	531	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	
		収入計 (C)	2,493,297	2,397,179	2,420,943	2,428,380	2,418,249	2,404,832	2,390,526	2,379,742	2,395,181	2,383,017	2,373,962	
	収 益 的 支 出	1.	営業費用	2,209,255	2,181,289	2,225,671	2,251,965	2,260,298	2,264,711	2,266,776	2,270,030	2,298,597	2,298,991	2,300,463
		(1)	職員給与	113,923	107,516	110,351	110,156	110,156	110,156	110,156	110,156	110,156	110,156	110,156
			基本給	55,037	52,939	53,741	53,741	53,741	53,741	53,741	53,741	53,741	53,741	53,741
			退職給付											
			その他	58,886	54,577	56,610	56,415	56,415	56,415	56,415	56,415	56,415	56,415	56,415
		(2)	経費	593,822	634,311	687,347	712,892	719,261	721,132	722,857	725,205	752,357	752,665	752,974
			動力費											
			修繕費	19,226	36,928	41,169	41,822	42,450	43,065	43,699	44,299	44,826	45,367	45,894
			材料費											
		その他	574,596	597,383	646,178	671,070	676,811	678,067	679,158	680,906	707,531	707,298	707,080	
(3)	減価償却費	1,501,510	1,439,462	1,427,973	1,428,917	1,430,881	1,433,423	1,433,763	1,434,669	1,436,084	1,436,170	1,437,333		
2.	営業外費用	239,580	215,347	194,366	175,509	157,045	139,215	122,844	108,806	95,678	83,120	72,593		
(1)	支払利息	236,444	215,347	194,366	174,509	156,045	138,215	121,844	107,806	94,678	82,120	71,593		
(2)	その他	3,136	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
	支出計 (D)	2,448,835	2,396,636	2,420,037	2,427,474	2,417,343	2,403,926	2,389,620	2,378,836	2,394,275	2,382,111	2,373,056		
	経常損益 (C)-(D) (E)	44,462	543	906	906	906	906	906	906	906	906	906		
	特別利益 (F)	0	2,974	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特別損失 (G)	6,656	906	906	906	906	906	906	906	906	906	906		
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 6,656	2,068	△ 906	△ 906	△ 906	△ 906	△ 906	△ 906	△ 906	△ 906	△ 906		
	当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	37,806	2,611	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	98,902	96,936	96,936	96,936	96,936	96,936	96,936	96,936	96,936	96,936	96,936		
	流動資産 (J)	613,641	560,753	521,132	307,155	311,075	338,177	261,339	257,416	328,843	501,799	551,271		
	うち未収金	172,082	159,474	171,410	171,410	171,410	171,410	171,410	171,410	171,410	171,410	171,410		
	流動負債 (K)	2,297,187	2,340,640	2,333,718	1,977,319	2,238,351	2,135,837	1,969,136	1,780,355	1,556,443	1,364,733	885,737		
	うち建設改良費分	2,244,311	2,315,327	2,308,405	1,952,006	2,213,038	2,110,524	1,943,823	1,755,042	1,531,130	1,339,420	860,424		
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち未払金	25,313	25,313	25,313	25,313	25,313	25,313	25,313	25,313	25,313	25,313	25,313		
	累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )													
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
	営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	681,956	678,793	683,762	685,289	686,609	757,093	758,809	760,352	761,251	761,979	763,510		
	地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )													
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )													

## 投資・財政計画【全体】 （収支計画）

（単位：千円，％）

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
		（ 決 算 ）													
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		1,201,900	1,140,600	1,175,700	1,145,700	709,500	1,027,800	875,700	727,700	596,164	455,664	425,364	
		うち資本費平準化債		838,600	864,500	864,800	833,700	482,900	736,000	645,100	533,100	430,100	289,000	262,000	
		2. 他 会 計 出 資 金		614,755	535,310	634,538	493,128	505,181	589,902	605,981	618,762	604,945	617,677	628,395	
		3. 他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 他 会 計 負 担 金													
		5. 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	200,000	100,000	0	0	0	0	0	
		6. 国（都道府県）補助金		216,583	181,121	151,980	158,941	128,941	106,941	111,941	86,941	57,128	57,128	57,128	
		7. 固定資産売却代金													
		8. 工 事 負 担 金		37,854	31,966	23,782	22,540	22,540	12,040	12,040	12,040	10,945	10,945	10,945	
	9. そ の 他														
	計 (A)		2,071,092	1,888,997	1,986,000	1,820,309	1,566,162	1,836,683	1,605,662	1,445,443	1,269,182	1,141,414	1,121,832		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)		2,071,092	1,888,997	1,986,000	1,820,309	1,566,162	1,836,683	1,605,662	1,445,443	1,269,182	1,141,414	1,121,832		
	収 支	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		554,045	426,376	445,013	478,694	355,983	346,064	318,852	253,228	199,198	198,385	194,692
			うち職員給与費												
2. 企 業 債 償 還 金				2,187,235	2,262,971	2,333,987	2,327,065	1,970,666	2,231,698	2,129,184	1,958,433	1,759,442	1,531,130	1,339,420	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
5. そ の 他															
計 (D)		2,741,280	2,689,347	2,779,000	2,805,759	2,326,649	2,577,762	2,448,036	2,211,661	1,958,640	1,729,515	1,834,112			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			670,188	800,350	793,000	985,450	760,487	741,079	842,374	766,218	689,458	588,101	712,280		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		642,998	703,925	768,514	958,432	741,897	720,437	824,660	752,197	677,539	576,256	700,771	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 繰 越 工 事 資 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. そ の 他		27,190	96,425	24,486	27,018	18,590	20,642	17,714	14,021	11,919	11,845	11,509	
		計 (F)		670,188	800,350	793,000	985,450	760,487	741,079	842,374	766,218	689,458	588,101	712,280	
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			0	0	0	0	200,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000		
企 業 債 残 高 (H)			19,627,931	18,573,460	17,385,273	16,203,908	14,942,742	13,738,864	12,485,380	11,253,543	10,088,997	9,012,251	8,096,904		
資 金 残 高			442,214	389,326	349,705	135,728	139,648	166,750	89,912	85,989	157,416	330,372	379,844		

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		（ 決 算 ）												
収 益 的 収 支 分			1,051,754	1,010,127	1,045,426	1,056,872	1,044,819	960,098	944,019	931,238	945,055	932,323	921,605	
	うち基準内繰入金		859,883	800,092	819,682	824,580	825,875	827,878	828,252	828,778	829,379	829,705	830,868	
	うち基準外繰入金		191,871	210,035	225,744	232,292	218,944	132,220	115,767	102,460	115,676	102,618	90,737	
資 本 的 収 支 分			614,755	535,310	634,538	493,128	505,181	589,902	605,981	618,762	604,945	617,677	628,395	
	うち基準内繰入金		71,468	100,061	79,130	81,814	82,405	86,235	88,073	88,152	82,802	76,536	65,522	
	うち基準外繰入金		543,287	435,249	555,408	411,314	422,776	503,667	517,908	530,610	522,143	541,141	562,873	
合 計			1,666,509	1,545,437	1,679,964	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	
	うち基準内繰入金		931,351	900,153	898,812	906,394	908,280	914,113	916,325	916,930	912,181	906,241	896,390	
	うち基準外繰入金		735,158	645,284	781,152	643,606	641,720	635,887	633,675	633,070	637,819	643,759	653,610	